
平成30年 第2回 芦屋町議会定例会会議録 (第2日)

平成30年6月12日 (火曜日)

議事日程 (2)

平成30年6月12日 午前10時00分開会

日程第1 一般質問

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年	2番 松岡 泉	3番 今田 勝正	4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男	6番 貝掛 俊之	7番 田島 憲道	8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一	10番 松上 宏幸	11番 横尾 武志	12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明	書記 横田 和雄	書記 中山 理恵
----------	----------	----------

説明のために出席した者の職氏名

町長	波多野茂丸	副町長	中西新吾	教育長	三柁賢二
モーターボート競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	池上亮吉	芦屋港活性化推進室長	水摩秀徳	財政課長	柴田敬三
都市整備課長	松浦敏幸	税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治
住民課長	藤永詩乃美	福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濱村昭敏
産業観光課長	溝上竜平	学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香
競艇事業局次長	藤崎隆好	企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也

【傍聴者数】 15名

午前 10 時 00 分開会

○議長 小田 武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 一般質問

○議長 小田 武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず 2 番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員 2 番 松岡 泉君

2 番、公明党の松岡でございます。一般質問につきましては、通告書に従いましてさせていただきます。

1 件目ですけれども、1 件目は防災、減災についてです。

ことし 3 月 11 日で東日本大震災から 7 年がたちました。あの日、巨大な津波が直撃し、多くの犠牲者を出した宮城県名取市の閑上地区にあって、閑上保育所は、全ての園児と職員の命を守り、今でも奇跡と称されております。しかし、それは偶然の産物ではなく、園児一人一人に焦点を当て、最悪の災害までも想定、検証を重ねた備えがあったからでした。海拔ゼロメートル、漁港からわずかに 260 メートルの場所にあった宮城県名取市閑上保育所。あの日の昼下がり、1 歳から 6 歳までの園児 54 名はいつものようにパジャマ姿で寝ておりました。2011 年 3 月 11 日 2 時 46 分、巨大地震に襲われるまではですね、寝とったわけです。その時、当時のですね、保育所長さん、佐竹さんという方らしいんですが、2009 年に着任されておりました、当時ですね、この日、行事案内で地域を回っておられたそうです。途中、貞山運河の水位が異常に下がっているのを目にしました。2 時 55 分、保育所に戻った佐竹さん「逃げます。」「車を持ってきて。」「小学校で会いましょう。」と 3 つの指示を園児と職員に告げたそうです。職員 10 人と全園児は 5 台の車に分乗し、2 キロ離れた閑上小学校へ到着したのは 3 時 20 分。3 階建て校舎の屋上へと避難して 30 分後、大津波が到達しました。住民の 5 分の 1の方がですね、相当する 753 人が亡くなられております。しかしながら、保育所の皆さんは全員犠牲に遭わず、ゼロであったというところであります。

近くの日和山公園の石碑には「地震があったら津波にご用心」との石碑があって、これは 1933 年、昭和 3 陸地震津波の教訓が伝えられているものであります。これを見た佐竹保育所長さん、2010 年から避難マニュアル改善に着手。毎月の避難訓練や避難場所を訪れるなど検証を

重ね、そのたびにマニュアルを書きかえていっております。まあこういったことから、この教訓を私たちはですね、学ぶべき点が非常にあるんじゃないかということで、今回一般質問をさせていただきます。

初めにこのマニュアルなんですけども、この防災マニュアル、避難マニュアルはどのような項目内容を定めることが適切と考えられるのか伺いいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難マニュアル等の内容につきまして御説明いたします。内容につきましては、災害時の情報入手の方法、自治区から一番近い指定緊急避難場所・指定避難所はどこにあるのか。避難を行う際の避難経路はどこを通過して避難をするのか。災害の種別によりますが、津波を想定した場合は、津波から避難する場所はどこなのか。自治区が、津波による浸水予測があるのかないのか。また、予測される最大浸水深は何メートルなのか。それと、台風やゲリラ豪雨等を想定した場合は、河川等が氾濫した場合は、自治区が浸水するのか。また、予測される浸水の深さは何メートルであるのか。遠賀川や西川の避難判断水位というところがございましてけれど、これが何メートルあって、そういう避難判断水位に達するのか。あと自治区に土砂災害や崖崩れ等の危険箇所があるのか。避難を行う際の持ち出し品のチェック等、災害の種別を考えた内容を盛り込む必要が、このマニュアルには必要ではないかと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、御答弁いただきましたけども、マニュアルにはですね、そういった内容を記載しておくべきであるという答弁をいただきましたが。

話は変わりますけども、次はですね、2016年の8月、岩手県の久慈市のグループホーム「ひだまり」、この件も皆さんよく御存じだと思うんですけども。この高齢者施設ですが、当時台風10号の影響でですね、9名の方が亡くなっておられるということなんです。今現在どうなっているかといいますと、避難計画策定の先行事例を全国に発信する国のモデルとしてですね、選定され、2017年8月に豪雨時の避難計画を改正をしたそうです。実はこのグループホームはですね、避難計画は持っていたわけですね。しかしながらですね、当時、事前に発令されていた避難準備情報に気付かなかった。当時ですね、台風10号のときにですね。そういったことで、情報に気付かなかった。屋外にある防災無線は風雨で聞こえなかった。また、計画に避難行動の目

安を定めてなかったことから判断がつかず、これは要するに避難の時期ですね、開始時期をしつかりと定めていなかった。知人の知らせで決断して、行動を開始したような状況にあるわけですね。計画で想定した避難場所についても、地域住民からの情報をもとに変更した。ようやく入所者と車で移動を始めたものの、各地で道路は通行どめになっており、普段は使わない道路へ行ってですね、ところが水没していたと。道路が。そういった中、突っ切り何とか難を逃れた。この管理人さんは村田さんという方らしいですけど、危機管理ができていなかったということで、非常に反省されております。

こういったことで、今の避難マニュアルですけれども、机上でつくった計画だけではですね、だめじゃないかなということで、やっぱり今回、保育所の佐竹さんが行われたように何回も検証した結果に基づく、そのデータに基づいた計画でなければならないというふうに思います。避難所はですね、発達障害者の子供がいるということで、閑上小学校、みんながよく知っている小学校に決めているんです。それから移動手段ですけど、この学校まで2キロ離れているということで、移動手段は車。だから歩行だけじゃなくて、車でも考えなくちゃいけないということですね。それから避難ルートですけども、付近の道路等隅なく走り回った結果ですね。渋滞を回避するルートを選択しております。そういうことで何回も検証した結果ですね、こういったマニュアルをつくったということでもあります。

当然ですね、この子供たちですけど、我が町にとってはですね、避難行動要支援者の方にとって、いつですね、誰とどこに行くのか事前にやっぱり取り組んでおく必要があるんじゃないかと思います。そういうことで万全な準備が必要だと考えますけども、現在ですね、福祉課も含めて要支援者の把握、それから支援体制の準備が進めておられるかと思うんですけども、その状況がどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

福祉課長。

○福祉課長 吉永 博幸君

芦屋町では、災害対策基本法に基づきまして、平成27年度から災害時における高齢者や要介護者、障害者などの方で避難支援を求める方々の名簿、いわゆる、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、自主防災組織や民生児童委員、消防署へ毎年提供しております。

当該名簿は、在宅で生活されている75歳以上のおひとり暮らしの方、65歳以上の高齢者だけの世帯、3番目、介護1以上の認定をお持ちの方、4番目として、身体や精神の手帳をお持ちの方で1、2級の方とA判定の療育手帳をお持ちの方のうち、災害時における避難支援を希望し、さらにその情報を地域の方々に提供することに同意した方を毎年4月1日現在で把握した内容となっております。

名簿登載者は、転出、死亡による減少、転入や年齢到達、手帳取得等によって毎年変動しております。芦屋町における避難支援、そういったものの状況につきましては、毎年、そうですね。避難行動の要支援者名簿の更新手続のとき、区長さん方に集まっておきまして、避難の行動計画を一緒につくりましょうと働きかけをしておりますけれども、現状では体制が整っていないような状況でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

これにつきましてもですね、今、ひだまりの件を、グループホームの件を皆さんに説明させていただきましたけれども、そういうことで、やはりですね、災害が起こったときにはこういった災害弱者の方のですね、救済というのをしっかりとですね、取り込んでいく必要があると思いますので、これについては対応を急いでいただければというふうに思います。

それからですね、避難所の件で、一般質問で私、質問させてもらった件ですけども、逐次ですね、見たところ、緊急避難場所として指定されている避難場所の看板の表記ですね、改善されていると思うんですけども、この状況はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

指定緊急避難場所の表記につきましては、平成29年度に35カ所の表記の変更をしております。変更内容としましては、災害種別の適否、地震、津波等に適しているのか、適していないのかというのをマル・バツで表記をしております。それとこの避難場所の海拔を記載した内容で表記をするような形で変更をしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

私もこれ見てですね、やっと改善されたなあというふうに思っておりました。これについてはですね、変更されて非常にいいことだと思うんですけど、やっぱり住民の皆様には表記をしっかりと、このように変更していますと、やっぱり徹底をしっかりとやっていただいて、地域の中で避難計画を策定する上でですね、参考としていただくようにやっていただきたいと思います。ただですね、見ている限り、本当にここが津波、地震、そういった災害の土砂災害に本当に使える

かなという点は、表記はそのように定められて、これは計画の中ですね、そういうふうには地域防災計画に基づいて指定はされていると思うんですけど、これが間違っておりますと非常に大変なことになりますので、再度そのあたりの点検はやっていただきたいと思います。

それとですね、今先ほどの内容で、教訓からしましてですね、避難ルートですが、これについてもですね、各自治区の方で、防災マップということで、作成すべきじゃないかということで訴えさせていただいているんですけど、この防災マップの作成についての進捗状況はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成28年度に三軒屋区で実施しました避難訓練で、各組で一次集合場所や指定避難所での避難経路を検証しましたが、各自治区での防災マップは作成されておりません。各自地区ごとに、防災訓練等を実施していただくよう要請を行い、その中で各自地区ごとで災害の種別だとか、避難経路等を作成していただくように考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

災害弱者の行動支援の体制とですね、この道路マップ。先ほどの閑上地区の保育所の取り組みと比較したらどうだろうかと思うわけですね。かなり遅れていると。町の行政からするとそういう防災・減災と言いながら、うたってはいるものの全く進んでいないのが実情じゃないかなと思うわけですけども。この保育所が無事でおられた、被害ゼロというその教訓ですね、そういったことで、避難マニュアル策定についての見解をどのように考えているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

避難マニュアル整備につきましては、必要性は認識をしております。また、自治区、保育園、幼稚園、小学校、中学校、福祉施設それぞれで作成をしていただく必要があると考えております。

自治区は、子供から高齢者を含めた多様な集団であり、また要支援者も抱えています。自治区ごとに周辺の地形や危険箇所等を考慮しながら、マニュアルを作成する必要があるとございます。保育所、幼稚園、小学校、中学校は、児童・生徒の状況や、災害の種別により避難場所をどこにどのような経路で避難を行うか等を考慮しながらマニュアルを作成する必要があるとございます。福祉施設

は、入所している人数や介護等の状況等を考慮し、施設から他の場所への避難は難しいでしょうから、どこの場所に集約するのかなどを考慮しながらマニュアルを作成する必要があると考えております。

今申しましたとおり、いろいろな状況の違いがありますので、自治区であれば区長、各施設、小学校等につきましては管理責任者が中心となって、防災マニュアルの整備をしていただく必要があると考えております。そのため、各自治区や施設等から相談があれば、指導・助言を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、答弁がありましたけれども、それぞれのですね、管理者に対してですね、その責任者にそういった準備を進めてもらいたいということで、促しているというお話ですけども。やはり町のそういったところにただお願いするだけでは、なかなか行政のほうも大変なのはわかりますけれども、人の命にかかわる内容ですので、町としてはですね、どのような準備が進めておられるのかしっかりとですね、状況を把握していただいて、必要があれば、ある程度ですね、支援と言われればしますという程度じゃなくして、積極的にですね、支援をやるべきじゃないか。これは町の皆様の生命、財産にかかわる重要な問題で一番、いろいろなことがあるでしょうけど、その中でトップクラスに来る行政の行うべき責務であるというふうに考えますので、ぜひともですね、しっかりと管理をやっていただきたいと思います。

7年が経過してですね、この所長さんは振り返ってですね、あの時一緒に訓練し、話し合っただけで重ねてきた職員が一人でも欠けていたら、逃げられなかったかもしれないと当時のことを振り返っておられたそうですが、非常時に何をすべきか全員の役割分担は明確に示しておかなければならないと思います。一つの、この避難計画についてのそれぞれの責務ということで、次元もちょっと違うんですが、防災の全体としてですね、行政がいろいろな防災対応をやっているわけですけども、応急対策をやるわけですが、防災、町ですね、防災タイムライン。これは作成されていたというふうに聞いておりますが、これはまだ十分ではないということで、今後改正をしますというお話ですけども。町が防災体制を整える上での、この防災計画、タイムラインの改正がどうなっているかをお伺いしますが、これは現在、改正はされたんですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

タイムラインにつきましては、平成28年度につくりまして、2年間経過しております。このタイムラインについては、この2年間でそういう災害等で大きく変わるというところがございませんので、現状としては、改正は、今、行ってはございません。当初、つくったままでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

せっかくつくられたこの防災タイムラインですが、実際につくって改正を行っていないということは、検証されていないじゃないかと私は思うわけですけど。先ほどの教訓から考えますと、この所長さんは何回もですね、基本計画を見直しているわけですね。それは訓練と検証をして、実際、足を運んで状況を確認して、計画を策定して、実際の場合、それを使って実施できたわけですよ。うちの防災計画はつくらなきゃいけませんよということでつくったんでしょうけど、それを検証しないで変更もしないということは、実際ですね、その中に加わっている防災関係機関との連携とか、そういったところの連携要領とか、訓練もやらない中で、そのまま置いているから大丈夫ですというわけにはいかないと思うんですけど。そういうことで、これについて改正すべきかどうかについてのお考えはどうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

改正すべきではないかという形の中で、今後の課題について述べさせていただきたいと思えます。

この2年間、台風等に伴う72時間前に、課長会議等を招集しまして、情報収集や各施設の管理状況、対応、避難所の開設等、住民への周知等を協議し、初動体制はできていると、十分に機能しているのではないかと考えております。しかし、実際に芦屋町において、大きな被害等が発生していない現状もありますので、避難勧告・避難指示といった場合の問題・課題については、検証できていないというところがございます。その点を踏まえまして、遠賀川河川事務所などの国の機関や県等の情報を収集し、改善点などの問題があれば、順次改正等を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

そういうことですね、これは重要な計画です。防災機関が芦屋町にかかわってですね、消防もそうでしょうし、警察もそうでしょうし、そういった河川事務所ですね、国交省の。そういったところと、この計画策定している上には非常に綿密な、自衛隊を含めてですけど、綿密な事前調整が必要かなと思います。それに増してですね、でき上がった中でこの周知徹底を、住民の皆さんにこういう計画でやりますということで、図る必要があると思うんですけど。周知徹底についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

タイムラインの住民が取るべき行動については、広報等を通じて周知をしていきたいと考えております。ホームページの暮らしの情報の防災に土砂災害警戒区域等の指定や緊急速報メールによる緊急情報の提供。芦屋町洪水土砂災害ハザードマップ指定避難場所、指定緊急避難場所等の一覧等を掲載し、住民への周知を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

周知徹底はですね、町民の皆さんに、やっぱりしっかりとですね、お伝えしていく必要があると思います。

次は防災訓練なんですけど。この避難マニュアルを完成させるためには、やはり防災訓練で検証を何回もやってですね、それが本当に役立つのかどうか評価する必要があるわけですけども。この佐竹所長さんは、奇跡は訓練の積み重ねでしか起こらないと力説しているわけですね。やはり訓練をやったおかげで完成度を上げた避難計画ができて、それに基づいて行動した結果として、そういった被害を出さなくて済んだと。町としてはですね、この防災訓練の実施の意義をどのように捉えているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災訓練の意義につきましては、防災関係機関の災害発生時の応急対応に関する検証・確認と住民の防災意識の向上です。具体的には、行政としては、防災訓練を通じ、防災関係機関の平時からの組織体制の機能確認、評価等を実施し、実効性について検証するとともに、防災関係機関

相互の協力、円滑を図ることと考えております。

住民としては、一人一人が防災訓練に参加し、日常及び災害発生時においてみずから何をすべきかを考え、災害に対して十分な準備を講じることができるようになる。住民の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る機会となります。

また、どこに集まり、どこに避難しなければならないか等の避難場所の確認や、避難場所までより安全に移動するための避難経路等を把握しておくことができると考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今の答弁のようにですね、防災訓練を実施する意義というのは、非常に大きなものがあるかなと考えます。そういった防災訓練はですね、今、意義からすると非常に重要な位置づけにあるわけですけど。じゃあですね、この訓練について、私はもう引き続きですね、計画ができてなくても、やっぱりそういったことで訓練というのは定期的にそれぞれ主眼を置いてですね、その主眼の目標を達成するためにいろいろな検証を進めていけばいいと。やらなくちゃいけないと思うわけですね。

近年ですね、じゃあ我が町の、この訓練の実施状況はどうなのかと。実績はどうなっているのかをお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

平成27年9月から12月にかけて、全4回で三軒屋地区で大雨・洪水避難訓練を実施しました。平成28年11月3日に全町を対象としました地震・津波防災訓練を実施しております。あと平成30年3月に中央公民館講座として、「災害時に生かす男女の知恵と行動」として、朝倉市の係長及び防災士による講話とワークショップを行いました。今年度につきましては、自治区を対象とした、防災訓練等を2回ほど予定をしております。消防団につきましては、定期的に出水期前に土のう作成等の訓練を実施しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

3月ですね、講習会、講演会にも私、出席しまして、松尾課長も出席されておりました。非

常に有意義なですね、講演と参加者の皆さんと一緒にいろいろな避難場所での行動づくりとか、そういったことも体験しながらやっていって、いい有意義な講習であったし、訓練も逐次行われていると思うんですけども。この体制をですね、防災体制は、芦屋町の防災体制を構築するためにですね、じゃあ今の報告とか、答弁がありました訓練の実施回数でですね、本当に十分なのかと考えるわけですね。それぞれこの町の中には、30の自治区がございまして、それぞれの自治区の皆さんで、地域でこういった災害の時にどのようにしてですね、地域の皆さんの、住民の皆さんの人命を守っていかうかということで進めなくちゃいけない中で、町としての今の実績でですね、本当に事足りているのかと。この辺についてはどうなんですか。実績についての町の見解はいかがですか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

町の回数としては、主体的に防災訓練を行うには数として限りはあるのかなという形で思っております。そのためには、各自治区ごとで主体的に防災訓練等を実施していただくような形で、行政としては指導をしていかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

自治区でやってくださいといってもなかなかですね、そういった計画立案から調整からできる方は非常におられないんじゃないかと思うわけですね。そういうことからすれば、しませんよというのと等しいかなと私は思います。まあ、やるんだったら、そういったバックアップしながら1つの自治区をですね、中心に町がですね、サポートしながらやって、それを逐次広めるとか、そういったですね、取り組みが必要じゃないですかね。まあ訓練もそこそこで、計画もそこそこというような状況ではどうなのかなと、先行きは思い心配される場所ですね。まあこうしたことで訓練は実施状況は少ないわけです。この理由は何ですかね。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

人員体制等もございまして、職員がやはり防災担当しているのが1名というところの中でやっているんで、業務量的にも限りがちょっとあるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

やはり先ほど申しましたように、この対応に関してはですね、非常に重要、人の命にかかわることですので、町の方のね、その担当者の方が1名と。そのあたりは今後ですね、行政の方でも、しっかりと検討していただいて、どうあるべきであるかと追及していただければと思います。

それでは今後の計画はどのようにお考えになるか、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

訓練の計画等については、それぞれの地震・津波、大雨・洪水、高潮などの災害種別により訓練を実施していくことが大切ではないかというふうに思っております。また、全体的な訓練を3年に1度だとか、小学校区ごとの訓練、自治区ごとの訓練等を行えるような形で計画を立てていかなければならないというふうには考えております。

自治区によって、それぞれ災害の状況や避難場所及び避難経路等は違ってきますので、それぞれで訓練していただき、行政が指導・助言をしながら実施をしていきたいというふうに考えています。

また、訓練実施については、総務課より各区長に働きかけを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

しっかりとですね、今後の訓練の計画をつくっていただいて、それに従った効果的な訓練を進めればと思います。

5月の1日にですね、JETT、気象庁の防災チーム、自治体の避難判断などの防災対応支援チームが設立されています。これは今まで県とかそういうところだけだったんですけども、町と市町村にも出向いてですね、災害が発生した場合には、そういったサポートしますという、JETT、ジェイ・イー・ティ・ティですね、が設けられておりますので、こういった関係機関との連携も視野に入れてですね、避難を実施する時の開始時期を失ないように努めていく必要がありますし、避難マニュアルによってですね、立派な完成度の高いこのマニュアルによって、適切な対応が取れるように訓練をし、災害の万全に期せるようですね、体制を整える必要があると思

います。

1件目を終わりました、次に2件目ですけれども。2件目は、町の企業支援についてです。

我が国の経済は、雇用や所得環境が改善する中で、緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、世界経済の動向など先行き不透明感が増す中であって、中小企業・小規模事業者の皆さんは厳しい経営環境の中で鋭意努力されています。

日本の企業は、小規模企業ですが、9割以上を占めておりまして、雇用を7割創出というのがこの中小企業であるし、小規模事業者であります。こういったですね、企業が元気になることこそ日本経済の持続的な発展に不可欠ではないかと考えます。公明党としてはですね、関係者の皆さんから直接要望をお伺いした中で、無担保無保証融資や資金繰り円滑化借換保証制度を初めとする数多くの中小企業支援策を推進してきております。政府もですね、継続して中小企業・小規模事業者への多くの支援を、活性化を推進しております。町長もですね、先般、町の商工会総代会の中で祝辞を述べられましたけれども、町としてはですね、最大限の支援を行っている旨の言葉がありました。町の企業の活性化は、元気なまちづくりのために欠かすことはできません。このような状況にあって、町は国や県の施策に積極的に参加するほか、独自の施策を推進することが重要かと考え、その取り組みや方向性についてお伺いいたします。

初めにですね、町の企業支援策の現状はどうかということで、町がかかわる企業への支援内容と活用状況がどうなっているのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

町の中小企業・小規模事業者の皆様への支援策の活用状況につきまして、国・町の支援策を分けて、答弁いたします。

まず、国の支援策の活用状況につきましては、小規模事業者の事業の持続的発展を後押しすることを目的とした小規模事業者持続化補助金があります。この補助金につきましては、事業者が策定した経営計画に沿って取り組む販路開拓などの経営の一部が補助されるものでございます。平成29年度、芦屋町では9事業者がこの補助金を活用しております。

次に、産業競争力強化法に基づき、地域における創業の促進を目的として、遠賀郡4町共同で創業支援事業計画を策定し、国の認定を受けております。この計画に登載されております特定創業支援事業である創業セミナーや創業塾を受講した事業者に対し、会社登録免許税の減免、融資利率の引き下げなどの制度がございます。平成29年度、芦屋町では1事業者が活用しております。

続きまして、町の支援策について述べさせていただきます。町独自支援策の活用状況についま

しては、町内での創業を支援することを目的とした芦屋町創業促進支援事業補助金があります。この補助金は創業に当たり、設備投資などの経費の一部が補助されるものでございます。平成29年度、新たな事業を始めた3事業者が活用されております。

次に、中心市街地の活性化や空き店舗等の対策を目的として、芦屋町空き店舗等活用補助金があり、平成29年度、新規に2事業者が活用しております。

最後に、商工業者の資金繰りの円滑化や商工業の振興を図ることを目的とした芦屋町制度融資があります。平成29年度、助成内容を利子の一部補助から信用保証料全額補助に変更したことによって、利用者が前年度より倍増の19事業者が活用されております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

特に出てきましたが、町独自としてもですね、大きな支援策を行っているということで、町長が言われたとおり、もう本当、最大限の支援をされているかと思います。この支援制度を利用している方からの評価はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

評価や要望というところでですね、先ほど答弁いたしました町独自の支援策でございます。芦屋町空き店舗活用補助金につきまして、以前までですね、補助対象地域が芦屋都市計画の商業地域のみとなっております。このことにつきまして、商工会並びに事業者の方から、補助対象地域の拡大ができないかとのお問い合わせがございました。このようなですね、意見を踏まえまして、一応、平成30年度、今年度からですね、町内全域に補助対象地域を拡大しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

皆さんのですね、声をやっぱり現場の声をですね、しっかりとお聞きしてですね、反映して、町長の方針である最大支援をとということで頑張っていただければと思います。こういった施策につきましては、当然のことながら、商工会との連携が必要になるわけですが、現在の商工会との連携についての状況はいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

商工会との連携ということですね、先ほど申しました国、町、支援策、それぞれで連携しております。これにつきまして答弁をしたいと思います。

国の支援策における連携につきましては、先ほど答弁いたしました小規模事業者持続化補助金について、事業者が作成する経営計画の策定支援を商工会が行っております。また、遠賀郡4町共同で策定しました創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業でございます創業セミナーや創業塾を商工会と連携して実施しております。

町独自の支援における連携につきましては、芦屋町創業促進支援事業補助金、芦屋町空き店舗等活用補助金は商工会を経由して町に申請・報告するようになっております。その中で商工会は事業者が作成する事業計画の策定支援、創業後のフォロー等も行っていたいております。また、申請者の各種情報についても商工会と共有しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

商工会との連携をですね、適切にやっていただければと思います。

今年度、生産性向上特措法が今回の国会で成立しまして、これについてですね、今後その国の支援策に町もしっかりと参画していく必要があると思うんですけども、そういったことで今回の国会で新たな取り組みが出て、法が制定されましたけれども、この取り組みについての参画についてはいかがでしょうか。お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

国の新たな支援策、新たな取り組みへの参画ということなんですけど、今通常国会で成立いたしました生産性向上特別措置法におきまして、今後3年間、集中投資期間と位置づけて、中小企業の生産性革命の実現のため、市町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援することとされております。

芦屋町におきましても本法律に基づき、中小企業が生産性を向上させるために導入した新規設備の固定資産税を3年間減免することとし、本6月定例会に芦屋町税条例の一部改正について議案を提出させていただいております。今後、芦屋町といたしましては、この新たな支援策や既存支援策の活用促進に努め、町内商工業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今あの新たなですね、特措法ができて、企業の皆さんを応援していくということになるわけですけども。関係事業者の方はですね、この固定資産税の減免を受けるに当たってはですね、手続が必要になるかと思うんですけど、その手続はいかがになるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

手続について答弁させていただきたいと思います。

中小企業・小規模事業者の皆様につきましては、現在、産業観光課で策定中であります導入促進基本計画の内容に基づき、先端的設備等導入計画を策定し、必要書類を添えて、産業観光課に提出いただくこととなります。この後、提出された先端的設備等導入計画を町が審査し、町の導入促進基本計画に沿った内容であれば、町がその計画を認定することで、固定資産税の減免を受けられるようになります。

ただし、現在、産業観光課で策定しております導入促進基本計画につきましては、今後、国と協議し、同意をいただかないといけません。この国との協議が7月以降からと定められておりますので、中小企業の皆様からの申請は7月以降、町の導入促進基本計画が国の認定を受けてからとなります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町としてはですね、この基本計画の策定、それから条例の一部改正ということですね、前向きに今、事務が進めておられるということなので、いいほうに行ってるのかなと思いますので、しっかりやっていただきたいと思います。

最後にですね、この中小企業関係でですね、お願いしたいのは、やはりあの企業さんを回るとですね、そういった支援を知らないという方が結構おられるわけですね。やはりそういう面からすると、この国の施策としてこういったことがありますとか、そういうことをですね、周知徹底を図る必要があると思うんですけど、これについての徹底についてはいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

基本的にはですね、町ホームページ、広報紙、商工会会報にて周知を行ってまいりたいというふうには考えております。今年度ですね、産業観光課におきまして商工業の各種支援策のパンフレットを策定することとしておりますので、そのパンフレットにも掲載していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町としてもですね、いろいろな事業を展開していますし、国もこういったことで支援策を次から次に打って出ておりますので、しっかりとですね、訴えていただいて、活用していただけるように中小企業の方が元気になれるように、また町が元気になるようにですね、取り組んでいただきたいと思っております。

時間が迫ってきましたので、次に3件目に移らせていただきます。

3件目は、就学援助の入学前支給についてです。就学援助は、児童生徒の家庭が経済的に困窮している場合、学用品などの費用の一部を町が国の補助を得て支援する制度です。町も芦屋町立学校児童生徒就学援助規則、昭和36年の教育委員会規則第1号により実施されています。しかし、ランドセルなど入学時に必要な学用品の費用は支援されるものの、国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象に小学校入学前を含まない形としていたため、多くの市区町村で入学後支給となっておりました。

公明党の富田茂之衆議院議員がですね、17年の3月の衆議院文部科学委員会で、国が要綱を変えればですね、できると。早急に検討をお願いしたいということで、当時の義家副大臣が「速やかに行いたい。」という答弁をしております。これを受けて、文科省が同月末に要綱を改正しております。これを契機として、小学校入学前に支給される自治体はかなりふえております。18年春にはですね、小学校の入学前支給を予定する市区町村の数は、711に上がっております。17年から比べますと約8倍だそうです。遠賀郡内を見ますと、今のところ水巻町が先行実施していると。残りの3町は検討中でしょうけれども、我が町についてもですね、当然のことながら、この辺について検討が進められていると思っております。そういうことで、私自身は来年度からですね、これについては、実施すべきであるということで町の見解をお伺いしますが、就学援助率の状況は現在どうなっているのか、まずお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、芦屋町の就学援助率ですが、現在16.91%となっております。そして、郡内状況ですが、水巻町が32.53%、遠賀町が21.7%、岡垣町が12.7%となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

町からすると、援助率は岡垣に次いでちょっと低いほうに入ることだと思いますが、この規則について芦屋町立学校児童生徒就学援助規則、昭和36年につくられているということですが、この内容についてちょっとお伺いしますが。この規則はですね、逐次改定をされているということなんですが、平成28年3月にも改定されています。これについては、どういった内容が改定されたのかお伺いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成28年3月の改正内容ですが、マイナンバー制度導入に係る様式の一部変更を行ったものです。本文、条項については改正しておりません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

まあ当時もですね、先ほどの話からしますと、文科省の委員会で29年になるわけですけど、だから28年ですので、まあそういうことでもありますけれども、当然その中でも本当は検討されてたらいいのになど私は思ったわけですね。だから早目にそういった情報の中で、できる・できないところがやっぱりあると思うんですけど。規則もありまして、そういった法律が定められておられますので。そういった中でも市町村では、やっているとところもあったわけですね。この問題に対してはですね、やっぱりそういう配慮がいったんじゃないかなと思いますけども。第4条にですね、認定の基準がございまして、当該年度の予算の勘案に関しては教育長が定めるという認定の基準がございまして。平成29年度の国の予算はですね、倍になっているわけですね。ただ、ここには認定基準もあるんでしょうけれど、そういった場合の教育長に任されているわけですが、こういった変更が行われた時の対応はどうなるのかお伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

今、議員御指摘の国の予算が倍額になった場合の対応についてですが、平成29年度から生活保護基準が改正され、御指摘のように新入学準備費用が倍額となりました。これを受け、芦屋町では平成29年度から就学援助の入学準備費用を同様に倍額とする対応をしております。

そして議員御指摘のように第4条にですね、書いてありますが、「当該年度の予算を勘案して教育長が定める」と。具体的には教育委員会定例会で諮り、認定を受け、そして決裁を取り、方針を決め、予算調整を行ってまいります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

倍増されたということで、それに見合ったですね、基準にするということであると思います。

第5条にですね、補助の範囲が記載されております。この中の3号、4号にですね、医療費、給食費というのがございまして、それ以外の学用品、通学費云々は補助範囲に入っているわけですが、すけれども。在学する芦屋町在住の学齢生徒の保護者に対する援助については、この3号、4号を除くと。まあ、医療費の場合は、町としては助成をやっているわけなんで、いいかと思うんですけど、給食費が除かれている理由は、どういったことで除かれているのか、これをお聞きします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

御説明いたします。

この町の規則の第5条では、後段で国公立の中学校に在学する町在住の生徒の保護者に対する援助については、第4号、給食費を除くとありますが、これは簡潔に言えば、法の規定で給食費は学校設置者が補助することとなっているためです。このため、もし芦屋町在住の就学援助対象者が福岡県立宗像中学校に在学している場合は、学用品などは芦屋町から援助しますが、給食費は福岡県に申請し、認定されてから、福岡県から援助されていることとなっているためです。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

はい、理解できました。この援助の内容ですけれども、自治体ですね、各自治体、市町村でかなり差があるんじゃないかと思います。神奈川県の大和市ではですね、理由によって眼鏡の購入費、そういったところもですね、状況によっては援助してあげるよと。そういうことで、この援助の内容、範囲ですね。これについてもですね。今後いろいろな形でできることがあったらやっぱり支援をしていくべきではないかと考えますが。これは検討していただければと思います。

それではですね、私はもう来年度から始めてもらえenと思いますし、周りの自治体のほうもですね、資料も持っていますけれども、かなり多くの市町村がですね、早目に実施しようということで検討を進めております。これ、来年度から実施するとまだ答弁をいただけていませんけれども、実施するに当たって、懸案となる事項はございますか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

就学援助の入学準備金の入学前支給の実施に当たっての懸案事項ですが、現段階では大きな懸案事項はございません。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

それでは最後になりますので、最後にですね、この来年度からの開始についての見解はいかにかお伺いします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

来年度からの開始についての見解ですが、平成30年5月の教育委員会定例会にて、平成30年度末から、本年度末から開始するよう芦屋町教育委員会では、方針決定しております。そして、まさにこれからとなりますが、就学援助の入学前支給については今年度末から支給できるよう、予算確保など町長部局と協議、調整してまいります。

以上です。

○議長 小田 武人君

松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

実施していただくということで町長、ありがとうございます。よろしく。お礼を言っておかないとですね。こういうことですね、子供たちは、芦屋の子供たちはですね、家庭の経済的な状況に関係なくですね、みんな平等にですね、将来の子供たちが大きく育っているということを念願しまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、9番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

9番、日本共産党の川上です。一般質問を行います。

まず第1件、芦屋基地航空祭の前日飛行におけるブルーインパルスのインシデントについて。

2月17日の航空祭の前日飛行において、ブルーインパルスの編隊が、「スタークロス」を演じる際、2機が間違えて「サクラ」を飛行したことがYou Tubeに投稿されています。曲技飛行中に演じる課目を間違えるなどという失敗は、機体同士の接触・墜落という最悪の事態を招きかねない重大なミスであります。事実であれば重大なインシデントであります。今、お手元に資料が配付されていると思いますが、プリンターの調整がうまくいかなくて、ちょっと横線が入って見にくいかと思いますが、写真1を御覧ください。写真1は「スタークロス」を演じるブルーインパルスの様子ですが、直線状に描かれているのが、これが星型を形成するスタークロスをかたどっているものです。この周りに2つの円があります。この円はブルーインパルスが演じる「サクラ」という演目です。写真2を見ますとですね、スタークロスの斜めの両サイドの線が完成していないということで、2機がこのスタークロスをやってなく、「サクラ」をやったという、こういったことが考えられます。こういったことがあればですね、やっぱり重大なインシデントであります。このことについて航空自衛隊は事実関係ではどうだったのかを伺うのと、また基地から町に対してこういった事案があったという報告があったのか。そういった点について伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

航空自衛隊芦屋基地に確認したところ、2月17日の航空祭前日のブルーインパルスの演じる課目の「スタークロス」の際、5機のうち1機が課目の開始の準備が整わなかったため、課目を

中止し、次の課目のための空中集合をした。空中集合の際に安全確保のためスモークを出したもので、課目を間違えたものではないとのことでした。そのため、芦屋基地から町に報告は受けておりません。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

1機だけということですが、この図柄を見ますと、2つの直線が入っていないということで足りないような気がします。まあどちらにしても円弧が2つ描かれているという状況とかという点で見れば、そういったことは考えられるのかなということですが、どちらにしてもこの立証についてはこちらがしなきゃいけないということだから、これ以上ですね、することはできませんが。やはり、これについても疑義が残るといふふうに私は思います。

それではですね、航空祭のブルーインパルスが毎回、芦屋基地でも行われていますが、この航空祭のブルーインパルスの曲芸飛行は航空法に違反しているということですね、ことしの1月26日、名古屋地検にですね、280人が刑事告発しています。告発の内容としてはですね、最低安全コードが対地200フィート、60メートル以上の飛行でしか国土交通大臣の許可を受けていないのに、ローアングルテイクオフという展示飛行を行う際に、地上から2メートルという超低空飛行を行ったというもので、航空法91条1項及び81条違反ですね、嚴重処分を求めているという、こういった事案もあります。また、3月1日にはですね、奈良県民らが、133人が航空法第91条のただし書き飛行許可申請を行わず、ブルーインパルスの展示飛行を行ったと航空法91条及び81条違反により告発を行っています。これによりブルーインパルスの演目はですね、中止になるという、こういった事案もあります。

芦屋町でもですね、航空祭が開かれてブルーインパルスも来ますし、またF-15イーグル、こういったものもですね、来て展示飛行とかやっていますが。F-15の場合はですね、ブルーインパルスに比べものにならないくらい爆音ですね、するということで、住民にもですね、相当の苦情が出ています。

私たちは今、憲法9条を守る3,000万署名というのに取り組んでいます。この前、江川台に入ったときもですね、江川台の住民の方々からはですね、T-4の訓練飛行にしても家の頭上を近くを飛んでですね、大変迷惑しているという、そういった声が多く寄せられました。このF-15が飛ぶということもですね、やはり危険を伴っています。

昨日、米軍のF-15がですね、11日の午前6時40分ごろ、沖縄の会場で墜落しているという事故もあっております。また、日本のF-15自体もですね、この間8機のF-15が墜落

しています。一番近いところでは山口県の見島沖で墜落もしていますね。また、ブルーインパルス自体もですね、そういった曲技飛行をやっていますが、これまでにですね、墜落が6回、墜落機は8機、搭乗員死亡者は9名。民間人の負傷者が12名というですね、こういった事故を起こしています。こういった航空祭をやることはただ単にお祭りではなくて、やっぱりそういったリスクもですね、含めてやっていることであって、航空祭でこういった事故があってはならないということです。

ことはですね、2月もやりましたけど、10月14日にですね、また再度、航空祭が予定されていますが、やはり、先ほども言ったように曲技飛行をやるということは、航空法91条1項の中でもですね、違反していますし、国土交通大臣の許可を取らなければならないという、そういった法令を遵守した中で行わなければならないということで、そこら近所もですね、ちゃんと確認しないと、先ほど言ったように無許可でですね、やっているということも考えられます。そういった点ではですね、やっぱり安全を確保してですね、最大限、住民の命と暮らしを守るといって、そういった立場でですね、基地に申し入れをすべきではないでしょうか。その点について伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ブルーインパルスの、まあF-15は横に置いて、ブルーインパルスの件について訴訟が起きておるといってございまして。この芦屋町にブルーインパルスが飛行するというのは、いわゆる開庁記念日、芦屋町自衛隊開庁記念日ですよね。通称「航空祭」と言われておりますが。これは、主催は航空自衛隊芦屋基地であるわけでありまして。これをいろいろな今、るる議員が事故の件等々言われましたが、これをやるかやらないかは、これは防衛省なり、基地がやるものであって、芦屋町が云々どうかというような問題ではないと思っております。議員はそのことで、基地側に何か行動起こしたらどうかというような趣旨があるのではないかと思っております。まあこのことにつきまして、今のところ町の中で特段問題になったというふうにも聞いていないし、いろいろな町長の手紙とか、いろいろな形があるわけございまして、そのことについて御指摘もあっておりません。ただ、騒音の件につきましてはですね、たびたびT-4の騒音については、たびたびいろいろな御意見は伺っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

とにかくね、やっぱりいくら基地がするにしても、ちゃんとしたコンプライアンスはいかなるときにも守らせるという、そういったことが必要であるし、もし万が一事故が起こったときには、犠牲になるのは芦屋町の住民の方ですから。そういった点では、そこら近所は100%ないようにね、するという、求めるという、そういったことが必要ではないかと思います。

自衛隊機の問題についてはですね、国会の中でもイラク、南スーダンの日報問題とか、そういったことでシビリアンコントロールが果たして十分なのかという、そういった論議があります。シビリアンコントロールというのは、内閣総理大臣や防衛大臣、そういったところが承知すればいいというものでなく、最終的には主権者である国民がそういったことを承知できるかどうかという、そこが最終的な目標だと思います。そういった点でね、私はきのうも全員協議会の中で自衛隊のですね、演習の問題が取り上げられましたけど、私たちが知ったのは事後報告であって、もう自衛隊が演習をやった後でしか、そういった問題を聞かされていないという、そういった点ではね、果たして芦屋町民、芦屋町の議会、そういったことに対して、どういったふうに自衛隊が思っているかという、そういったところにですね、やっぱり疑義を感じます。今後ですね、やはり法令遵守をして、事故が起こらないように、芦屋町としてもですね、最大限の努力をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の岡垣清掃センターの処理水処理について伺います。

岡垣町戸切の旧岡垣清掃センターの最終処分場から排出する浸出液処理水は塩分濃度が高い。このため農業用水に使用されている戸切川へ処理水を放流することは、農業に影響を与えるため適さないものです。このために遠賀・中間地域広域行政事務組合は曲水苑の貯水槽に処理水を搬入し、江川、遠賀川に放流しています。この処理水の放流はいつまで行えるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、議員の御質問につきましては、遠賀・中間地域広域行政事務組合の案件でございますので、私のほうから答弁させていただきます。

議員が今、前段でお話されましたように、この処理水の放流の件につきまして、まず、まあこれ、随分もう十数年前からの話ですので、簡単にそもそものお話からしないとですね、なかなか御理解いただけないのではないかと。

簡単にお話しさせていただきますと、遠賀・中間の広域行政事務組合では、平成19年3月31日をもって、旧岡垣の清掃センター、岡垣町の戸切でございますが、可燃ごみの焼却処理を終了しておるわけでございますが。焼却を行っていた期間は最終処分場にたまった雨水を浸出液処理施設で、処理をした後の処理水を全て焼却施設の冷却水として使用しておりましたが、焼却を

終わった後は使用先がなくなったことから、外部への放流が必要となってきたものでございます。このことに端を発しておるわけでございます。

しかしながら、この処理水には塩分が含まれているため、最終処分場直下の戸切川に放流した場合には、岡垣町及び遠賀町一帯の戸切川から取水する農業地域で、農作物の塩害が生ずるおそれがあることから、浸出液処理施設では1日最大150トン大型車両に積みかえて、水巻町のし尿処理施設曲水苑まで搬送し、曲水苑の放流水とともに海水が交わる汽水域で放流を行っているものでございます。

当時、処理水の放流を始めるに当たりましてはですね、遠賀漁業協同組合から同意をいただいた上で覚書を交わしております。この覚書の内容に沿ってお話ししたほうがわかりやすいと思いますので。まずこの覚書はですね、この申し入れが平成18年12月12日に遠賀漁業協同組合の柏原支所地区代表理事から申し入れがありました。これは、遠賀・中間広域行政事務組合の代表理事宛にあったわけでございます。申し入れは3項目あります。浸出処理水の測定を当支所の指定する業者で再度行い、測定結果を公開すること。測定業者がちょっとあの会社の名前は言わない方がいいと思いますが、A社で行うことというふうに会社を指名されておられます。測定結果が水質汚濁防止法に定める排出基準を満たしていることを前提に処理水の放流について協議を進める。このことが申し入れされておるわけでございます。それにつきまして、19年の1月4日にこの測定結果ということにつきまして、遠賀漁業協同組合柏原支所代表理事宛に測定結果の報告をしたわけでありまして。そして、そのあとに平成19年、今から約10年前ぐらいにですね、4月2日に広域行政事務組合と遠賀漁協とで覚書を交わしています。これ10条まであるわけでございますが、その要所の部分をちょっとお話させていただきます。

まず、覚書にはですね、第2条に対象事業、甲は、甲というのは事務組合ですね。乙が出てきます。「町長、町長、ちょっと長くなるけね、一番大事なのはね、第5条だと思うんですよ。」と呼ぶ者あり) わかるとるやないね。「第5条だけ進めてください」と呼ぶ者あり) 第5条、はい、わかりました。じゃあ、第5条、前条に規定する浸出液処理水の放流期間は、甲が処理する浸出液処理水が河川に自然放流できるまでの間という。議員がお聞きになりたいのはこの期間がはっきりしていないということで、これはどうなっておるのかということだと思います。これは先ほど申し上げましたように、塩分濃度にかかっておるわけでございまして、19年度当初は1万2,000ppm。そして30年、ことしの3月の測定が1,700ppmまで下がっています。これの目安はですね、300ppmを超えると農作物に塩害の被害が出ると言われておるということで、この300ppmが基準になったときに再度、やはり漁業協同組合との協議があるわけでありまして、今ここでこの濃度の問題にかかわってきますので、はっきりとした期限は決められないというふうに推察しております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

今、経過を述べられてですね、第5条にはですね、自然放流できるまでという、そういったことがうたってあります。ただ、問題なのはこの覚書を交わす前提として、中間・遠賀事務組合のほうからは、大体目安としては10年程度見てください。10年程度すれば、塩分濃度も下がって、もう戸切川に直接放流することができますから、それまで我慢してくださいという、そういったお話があって、覚書の中には第5条に書かれてあるように、こういった表現がしてあるわけです。ですから、覚書で言えばですね、当然まだそれはいいわけなんですけど。ただ前提条件としてそういったお話をしているのであれば、10年経って今、1万9,000であったのが、1,700まで下がっていますけど、まだこれは放流できませんと。ですからもうしばらく放流させてくださいという、そういったですね、説明をちゃんと漁協のほうに行っていくというのが、これはやっぱり行政としての説明責任ではないでしょうか。そういった点で、私はちゃんと事務組合のほうから漁協のほうに対して今、こんな状況になっているという、そういった説明をすべきだと思うんですけど、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今は議員が言われた10年という話はですね、これは風聞ではないかと思うんですよね。別に議事録に何も載っていないんですよ。もしそのことが議事録なり、何なり、組合の議事録なり、何なり、業者が協議した中で記載してあるのであれば、それをお見せしていただければ、今、議員の言われたとおりですね、広域の理事会の中でもお話ししたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

文書として残っているかどうかというのは確認できませんが、認識としては、当時からいった職員の中ではそういった認識はあるというふうには聞いています。ですからですね、ぜひ広域の中でも、この問題についてはね、やはりそういったことを前提として覚書を交わしているのであれば、いくら覚書の中にそういった表現がしてあったとしても、やはり一応は組合に対してちゃんと説明をすべきだというふうに私は思いますので、今後、広域組合の中でもですね、こういっ

た論議もしていただきたいと思います。

続きまして、教育行政について伺います。

第1点目、就学援助の入学準備金の入学前支給を平成29年の3月議会で求めた際、「検討する。」との答弁でありました。その後どうなったのかということで、これは先ほど松岡議員が聞かれましたので、一応、来年からするということなんでですね、その点は評価していきたいと思います。

ただですね、昨年9月に私が求めたときに、岡垣町もしてなかったわけですね。ところが岡垣町は昨年、そういった論議をして、今年3月から中学校だけですけど、やるというふうに行動を起こしています。言われたように、水巻町は昨年3月からやっています。そういった点ではですね、私はやはりもっと迅速にですね、対応して今年3月には、この入学前支給をやるべきではなかったかなというふうに思います。これはやっぱり子供の家庭の貧困の問題とか、そういったものがあるんでね、やっぱり少しでも入学前にそういったものを支給してやれば、家庭の方も喜ぶだろうし、また、さっきも言われたように、国の論議ではですね、この入学前支給を2倍にするということを要望していましたが、芦屋町は2倍でから支給するという、そういったことをしたんでね、その点では評価しますけど。ぜひですね、今の子供の置かれている貧困、そういった問題を配慮してですね、やっぱり迅速な対応をしていただきたいというふうに思います。その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

川上議員の御指摘を真摯に受けとめてですね、これからも子供たちにはですね、よりよい学校生活送れるように今後とも努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

よろしくをお願いします。

それでは2点目、芦屋町には平成27年度までスクールソーシャルワーカーが県教育委員会から派遣され、児童生徒や保護者を対象として支援を行っていました。しかし、その後、芦屋町では、どう対応したのかを伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

スクールソーシャルワーカーの県派遣事業についてですが、芦屋町では芦屋中学校に平成24年度、25年度の2年間、福岡県からスクールソーシャルワーカーを派遣していただいております。勤務は、1日6時間で週2回、年間に480時間でした。ほかにも、県事業で心のレスキュー隊の小学校の配置という事業があり、芦屋東小学校に平成26年度、27年度の2年間、やはり福岡県からスクールソーシャルワーカーを派遣していただいております。こちらの勤務は、平成26年度は32回、平成27年度は37回でした。

これらの県事業終了後、芦屋町独自のスクールソーシャルワーカーを配置はしておりません。その理由ですが、芦屋中学校に平成24年度から不登校対策指導員を配置しており、この指導員が事実上のスクールソーシャルワーカーの役割を担ってくれているためです。この指導員は社会福祉士の資格も有しており、スクールソーシャルワーカーの肩書きを名乗ることも可能な人物です。事実、平成29年度に福岡県教育庁の職員が芦屋町へスクールソーシャルワーカー配置依頼に来た際、私から芦屋町の実態を説明すると、県の職員は、「なるほど、事実上のスクールソーシャルワーカーは配置されているのですね」と、納得されました。

今後も引き続き、芦屋町では不登校対策指導員を配置し、スクールソーシャルワーカーの役割を担っていただく方針です。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋町では、不登校対策指導員で対応していると。この方はスクールソーシャルワーカーとしてもですね、同じような能力もあるという、そういったことです。それでですね、まず国の子供の貧困対策に対する大綱というのが出ていますけれど、この中では、この目的としては、「子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また貧困が世代を超えて連鎖することのないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る。全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進する。」とこういったふうになっております。この中で教育の支援として、学校をプラットフォームとした子供の貧困対策の推進、きめ細やかな学習指導による学力保証、スクールソーシャルワーカーの配備充実という、こういったことがうたわれているわけなんですけど。スクールソーシャルワーカー自体はですね、やはりスクールカウンセラーとか、そういったものとまた違って、いろいろなですね、子供の家庭環境による問題の対処をするため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりという大変こう、スペシャリストの仕事をされる方で、本当に貴重な存在だと思います。ただ、この

スクールソーシャルワーカーも福岡県内でも配置されていますけど、時間給で動くというような状況になっているということです。福岡県では時間給5,000円ですけど、長崎とかほかのところでは時間給2,000円とかその程度です。しなきゃいけないということで、常勤ではなく、ある程度決められた時間だけをそういった指導をやるという、そういった点ではですね、指導にやっぱり不十分な点と言いますか、やっぱりもっとできるのにといいところもあると思います。

私は、やっぱりこのスクールソーシャルワーカーは前提としてはですね、国がやっぱりちゃんと責任を持って配置すべきだというふうに思います。もともとスクールソーシャルワーカーの制度が発足したときにはですね、全額国庫負担で進みましたが、これが翌年には、国庫負担が3分の1にしています。現在では、国と県で3分の1、後の3分の2が自治体が負担するというですね、そういった状況になっていると聞いています。それで十分なやっぱりね、こういったことでは仕事ができないというような状況になっています。確かにね、今言われている方が、能力があってからやっていると思いますが、でもそれは朝から晩までそれに対応できるという状況じゃないと思いますし、ほとんどのスクールソーシャルワーカーというのは、その1校とか2校とかじゃなくて、やっぱり5校、6校、7校と自治体を超えて、掛け持ちで行っているのが今の実態です。ですから、このスクールソーシャルワーカーもやっぱり正規雇用として常勤で対応してもらおうという、そういったことをしなきゃいけないと思います。

スクールソーシャルワーカーを配置しているのを、私も福岡県の義務教育課に連絡して聞いてみました。一応ですね、県費による配置が18市町村、市町村費による配置が42市町村ということで、スクールソーシャルワーカーの未配置というのは3市町村になっています。この3市町村の中に芦屋町は含まれているわけです。先ほど課長はそういった待遇の方がおられるということになっていますけど、やはりスクールソーシャルワーカーとしてではない、人がやっぱり対応しているんであって、私はちゃんとしたスクールソーシャルワーカーをちゃんとした責任を持ってもらって、ちゃんとした生活を保障する、そういったことをする中ですべきだというふうに思います。これはさっきの就学援助の問題も含めてそうですけど、芦屋町は、今、ICT教育とかそういったものを推進するということで今年度も予算をつけていますけど、でも問題はこのICT教育のスタートラインに立てる生徒を、全ての生徒をつけることができるか、という。1人の落ちこぼれもなく、いじめや貧困、そしてひきこもりとか、そういったいろいろな問題がある中でですね、そういった人たちもICT教育も受けるような条件に立てるかという、そこはやっぱり町の責任だというふうに思います。

この間、議会でも小中学校についてのいじめや非行、そしてひきこもり、さまざまなことが議会でも取り上げられました。私はこういった事案について、やっぱり本当のやっぱり能力のある

ソーシャルワーカーが、常勤でいつもやってくれたらもっと違う解決方法ができたんじゃないかという、そういったふうにも感じますけど、そういった点では、財源のこともありますので、町長にお伺いしますけど。やはり正規の職員としてやっぱり1中学、3小学校をちゃんと見守ってもらう町の職員としてのソーシャルワーカーを配置するべきじゃありませんか。その点について町長の見解を伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

る、いろいろ持論を述べられたわけですが、この教育の問題というものは、やはり芦屋町の教育委員会の中でですね、しっかり論議していただいて、もしこれが必要であるとするならば、教育委員会から上がってくるでしょうし。この問題につきましては、教育委員会の中で、これでいいということであるから、先ほど学校教育課長からの答弁があったと思うわけでありませ

ずはこの問題は、ちょっと財源が決まればですね、その辺は今度の執行部の政策会議にかけるわけですが。その前提の質問をされておられますので、教育長なり、学校教育課長に質問されるのが道理だと思うわけでありませ

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

まあ、教育委員会の中でもですね、やはりしっかりと論議していただけると思いますし、ちなみにやっぱり北九州市や福岡市ではですね、常勤で正規雇用ではありませんけれど、常勤で行っています。また須恵町、それとか香春町ではですね、正規の町の職員として配置しているという、そういった福岡県内でもですね、そういった対応をとっていることを踏まえてですね、今後スクールソーシャルワーカーとして、ちゃんとした職員をですね、配置することを求めませ

次にですね、3点目の今年度からは小学校で、来年度からは中学校で道徳の教科化が始まるが、次の点について伺うとしています。時間が余りありませんので、一括で答弁を、せつかく答弁を考えていると思いますので、一括して答弁をいただきたいと思

まず第一に、道徳の教科化に対してどう考えるのか。

第2に、教科書採択はどのようにしたのか。

第3に、採択に向けて住民や教師の意見はどのように反映したのか。

第4に、子供の評価はどのようにするのか。次の点についての答弁をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三桝 賢二君

まず、第1点目の道徳の教科化に対してどう考えるのかという御質問に対しては、今回の学習指導要領では、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として新たに位置づけることになりました。特別の教科としての理由は、学級担任が担当することや数値などによる評価はなじまないと考えられることなど、各教科にない側面があるために「特別の教科」という新たな枠組みを設け、位置づけられました。

この教科化の背景には、いくつかの課題があると思います。

1つには他教科等に軽んじられて、他の教科に振りかえられて時間数が確保できなかったりする面が1点。

2点目には、地域間、学校間、教師間の差が大きく、指導方法にばらつきが大きいという面。

3つ目には、現実のいじめの問題に対応できていなかったという面があります。

教科化になっての一番の違いは、検定の教科書が導入されるということです。また、いじめ問題への対応の充実が図られているものとなっていることも挙げられます。これらのことを踏まえて、教科化が図られたわけですから、教科書を使って、年間35時間の時間数の確実な確保を図ること、さらに、答えが1つではない課題に子供たちが道徳的に向き合い、考え、議論する道徳教育への転換により、児童生徒の道徳性を育てていきたいと考えております。以上が1点目の私なりの考えです。

2点目につきましては、教科書採択はどのようにしたのかという点でございます。この件につきましては、昨年度芦屋町教育委員会において、地教行法に抵触する事態を生じさせた当事者としての責任を強く感じており、教科書採択に関しては、公正確保の徹底を図っております。

昨年度の小学校道徳の教科書採択を例に取りますと、文部科学省や県教育委員会の教科書採択における公正確保の徹底についての通知文にのっとり、調査研究協議会、選定委員会、採択協議会の手続をきちんと踏んで、中間市・遠賀4町での公正な教科書の共同採択が行われたところです。

3点目についての御質問、採択に向けて住民や教師の意見はどのように反映されたのかということでございますが、まず、教師の意見としては、検定に通った教科書の見本本の回覧が各学校で行われます。見本本の教科書には、選定の観点が決められていますので、その選定の観点に従って各学校の教師から意見書が出されます。出された意見は、学校で取りまとめて採択協議会の事務局に集約されて、教科書選定の際には学校の意見として参考にされます。

住民の意見としては、選定委員会の委員の中に保護者代表の方がおられますので、その方を通

して意見が反映されるということになります。また、教科書展示が頃末小学校内にある教科書センターや北九州教育事務所で行われます。実際に教科書を手にとって見ることはできますが、教科書選定の観点は専門性が高いので、あくまでも、教科書を使って授業をする教師に求められているものです。

4点目、子供の評価はどのようにするのかということですが、評価については、数値などによる評価は行わないものとする学習指導要領に明示してあります。あくまでも児童生徒の道徳性にかかわる成長の様子を認め、励ます評価で記述式の評価法になります。内申書には記載せず、中学校、高等学校の入学選抜には使用しないようになっています。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、道徳の教科化に対する見解ということで、まあいろいろ教科の背景については、いじめ問題や少子化、そういったグローバル化、一部情報化などそういったいろいろな問題があり、実効性のある道徳教育に取り組みたいというようなことですが。それでは道徳がですね、強化されると、どうなのか。また、いじめなどの問題はなくなるのかと、そういった点についてはどのように考えるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

教科化については、一つには子供の心の危機への対応というものがあろうかと思えます。先ほど、教科化の背景でも述べましたが、子供たちのいじめの問題などの深刻な状況に対して、いち早くその解決に向けた手立てが必要になったこと、また、規範意識の低下や自尊感情の乏しさなど心の活力が弱まってきているなどの問題点があり、今、議員がおっしゃられたような教科化になってきたというふうに考えております。

もう1点について、いじめの問題についてですが、道徳の教科書にはですね、いじめの問題に対応できるように、今度新しい教科書、見ていただくチャンスがなかったかもしれませんが、見ていただくとわかりますが、教科書の一番最後にですね、いろいろな道徳の内容がありまして、この部分はいじめに対応する教科内容ですよというのは、きちんと教科書の最後のページに全部、1年生から6年生まで明示してあります。そこを、教科書を使ってしっかりと学習指導することにより、心を耕すことによって、いじめの問題、つまり、よりよく生きる、相手を尊重する、そういった教科内容が、子供の心にしみ込んでいく。そういった作業を通して、学習活動を通して

いじめの問題の解決を図っていく、また図らなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

教育の内容ですけどですね、余り踏み込むことはできませんが、確かにやっぱり難しい問題であって、道徳をやればそれで全てオーケーかといえ、そうはならないところもね、あると思います。教育評論家の尾木直樹氏もですね、こう言っています。「道徳教育をやればいじめがなくなるなんて真っ赤なうそ。そもそも道徳的価値を国家が決めるなんて、時代錯誤も甚だしい。」というふうに言っています。学習指導要領には国や郷土を愛する態度が位置づけられていますが、これに基づいてですね、今の安倍内閣が美しい国づくりということを強調してですね、道徳教育の中に愛国心、郷土愛を育てるという、そういった徳目を入れてます。こういった徳目についてはですね、どのようなものがあるのか、そのことについて伺います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

一つには、我が国や伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心を持つというような内容がございます。小学校を例えば、例にとりますと、小学校では伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度という内容項目があり、先ほども申しましたように、我が国や郷土の伝統と文化を大切に、国や郷土を愛する心を持つことというふうにされております。

中学校では、我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度という内容項目があり、日本人としての自覚を持って国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めることというふうにされております。このように、発達段階を踏まえて、伝統や文化を大切にすること、郷土を愛すること、そのことが国を愛することにつながっていくというような考え方が示されているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

まあ自国賛否だけではなくですね、国際的な理解、そして国際親善に基づいて、国際社会の一員となるような人間を形成するという、そういったことだと思いますが、ただ安倍内閣は、その

今、森友問題で問題になっている教育勅語について、憲法や教育基本法に反しないような形であればですね、教育に関する勅語を教材として用いることまでは否定されないという、こういったことをですね、閣議決定しています。それでは、道徳教育の中にこういった教育勅語を教材にして行うという、そういったことは考えられるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

教育勅語にある徳目も私が調べたところによると、12ほどあろうかというふうに思っておりますが。教育勅語にある徳目は、今回教科化された道徳の教科書の内容項目に含まれているものが多くあります。従って教育勅語を使うというよりは、まずはしっかりと教科書を使って授業をするということが大切であろうというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

言われたように、教育勅語の中にもですね、いいことが書いてあるという、そういったことを言われる方もいますが。1948年の6月19日の衆議院本会議において、教育勅語排除に関する決議、参議院において、教育勅語等の失効確認に関する決議がなされています。文部省は1948年6月25日に教育勅語等に関する取り扱いの通達を出して、排除・失効決議の徹底を都道府県に求めました。それ以来、政府は教育勅語を朗読しないこと、学校教育において使わないこととしています。やはり教育勅語は基本的人権、憲法、教育基本法、こういったものとですね、相入れないものとして教育行政を行うことを求めますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

今、議員がおっしゃったことがちょっと気になりましたので、教育勅語の言葉が出ましたので、私のほうで、町内の学校でそういったことがあったのかどうかを確認しましたところ、そのようなことはないということを聞いております。理由としてはやはり、非常に文語調で書いてありますので、中身が非常に難しいから、原文を提示しても必ず口語訳をつけなければなりません。その口語訳の解釈の仕方によって、いろいろな解釈が生まれるということになりますので、特に小学校段階においては非常に難しいということがありますので、なかなか教材として取り上げるのは個人的には難しいのかなというふうに思っております。先ほど申しましたように、そういった

内容項目が今年度新しい教科の中に、教科の道徳の教科書の中に含まれておりますので、前回、前も申しましたように、しっかりとまずは教科書を先生方に使っていただいて、教科書を基にして道徳教育を進めると。特別の教科、道徳の学習を進めるということを第一義に考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

言われたようにですね、教育基本法が示す人格の完成と国家社会の形成者として、心身ともに健康な国民の育成という、そういった教育の目的の実現ができるような道徳教育をね、やはりやっていくべきだというふうに思います。

それでは、教科書採択の問題についてですけど、教科書採択が公正に行われているかということです。問題はやっぱり住民や教師の意見の反映をどうするかという問題ですが、先ほども言われましたようにですね、学校の教師の意見を聞きますが、なかなか住民の意見というのは反映できていないというところがあります。言われましたように、教科書展示会はここでも行われていると思いますが、参加者とかですね、こういった教科書展示会がありますので、一般の父母の方も御覧になれますよという、そういった周知とか、そんなのはどういった状況になっているんでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

教科書展示会の周知についてですが、福岡県及び県内の市町村のホームページなどで県内の教科書展示会の開催場所の一覧等をですね、掲載して周知させていただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

参加者はどのくらいですか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

申しわけございません。今年度、そして昨年度の具体的な人数については、把握はしておりません。ただ、事務所のほうに少し問い合わせたところ、ほぼいらっしゃらないという曖昧な回答

ですがいただいております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

一般的な住民の方の認識も十分になっていないというふうになりますけど。北九州市ではですね、やはり教科書の展示会なんかには住民の方が多く参加されて、そしてパブリックコメントを出してですね、住民の意見を反映した中で、住民の判断の中での教科書採択をとということを求めています。一応この教科書については、8社が国の検定を通った教科書がありますけど。先ほど国際的な、何と云うか、理解というか、そういったものを求めるというようになってはいますが。例えばこの中の検定に合格した中の出版会社がですね、嫌韓流という漫画というか、本もあって、内容的には、ヘイトスピーチの塊のような本を出版しているという、そういった出版社が出している本もあります。ですから、国が決定したんだから、どれもいいんだろうと思ったら大間違いでですね、やはり中にはやっぱり先ほど言った国際的な感覚を身につけるとい点ではですね、問題になるような教科書もあります。

遠賀郡の関係ではですね、どの出版社の教科を取り入れたのでしょうか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

日文という教科書会社が採択されました。日本文教出版という会社でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

日本文教出版というところをちょっと調べてみました。まあ評価としてはね、こういった見られた方のパブリックコメントとかそういったものを出していっている中では、結構、先ほど言った国際的な感覚を身につけるには、ふさわしい水準にある教科書だというふうな位置づけはあります。ただやっぱり中にはですね、問題もありまして、これは中学校の教科書なんだろうけど。

例えば、家族愛、家庭生活の充実ということで、教材名としては家族と支え合う中というところで、介護の問題が取り上げられていますけど、この中で書いてあるのは、祖母の在宅介護を通じて思うことを述べている。祖母が生きることが周りの人を励まし与えることになるかと私は考えるという、そういった積極的な一面も捉えられておりますけど。母が介護を担い、祖父は見ても

自分は手を出さない。父は登場しない。手伝う私は女の子。介護は女性の仕事をすり込むというね、やはり子供のころから介護は女性がやるものだと。男は働くものという、そういった感覚を間違っただけで捉えられるという、そういった可能性もあるようなところもあるのでね、やはり教科書の採択については、やっぱり十分に住民の分とか、また教員とか、そういった人たちが精査して、やっぱりすべきと思います。今後、小学校の教科書が決まっていますが、中学校の教科書の採択は今からですのでですね、ぜひ周知もしながら、住民の方の望むようなね、教科書を採択していただきたいというふうに思っております。

それでは最後にですね、子供の評価についてということで、子供の評価というのは、大変難しいところがありますけど。先ほど言った尾木直樹さんはですね、道徳の評価について懸念を表明しています。授業では、国の検定に合格した教科書により22項目の価値が教えられ、評価、成績が必要となります。正解、これは結論が用意されるため、生徒たちは思ったことを自由に言えないという矛盾が出てきます。求められる答えを予想することで、よい子を演じる生徒がふえるのではないかと懸念するというふうに言っています。

広範な人々から子供の心や価値観を評価していいのかという声が挙がっています。国が定めた価値観で評価されれば、思想統制となりかねないというふうに私は考えますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三柵 賢二君

今、議員がおっしゃった答えが一つであるという道徳、そういった道徳がずっと続けられてきたために、子供たちがもうわかりきったことを勉強しようじゃないかということで、むしろ、そのことが反省となって新しい教科書がつけられたというふうに考えております。したがって、尾木さんの件を出されましたけれども、それが今回の新しい検定教科書の中に生かされて、その中で一番使いやすいとかいろいろな観点があるわけですが、その観点にのっとって一番いいという教科書が今回、選ばれたというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、最後に町長でも、教育長でも。教育長になりましょうね。

芦屋町が目指す道徳教育とはどのようなものかについて伺います。

○議長 小田 武人君

教育長。

○教育長 三樹 賢二君

本年度、道徳教育にかかわる面で校長先生方に特にお願いしているのは、規範意識の育成とシビックプライドの醸成です。このことは今回の道徳の教科化に向けた留意事項にも取り上げられていて、同じ方向性を目指しています。

規範意識については、善悪を判断し、集団や社会の決まりを守ることを主に道徳科の授業や生徒指導の面を中心にして、学校教育全体で推進していきたいと考えています。

シビックプライドの醸成については、主に総合的な学習の時間に行う「あしや学」の体験活動と道徳科の授業を通して、芦屋町の歴史や伝統文化に触れ、郷土を思う心を醸成し、地域への誇りや愛着を育てることを目指していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

ただいまからしばらく休憩をいたします。なお、13時15分から再開いたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時15分再開

○議長 小田 武人君

再開します。

次に1番、内海議員の一般質問を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。午後の食事の後、大変お疲れでしょうけど、よろしく願いいたします。

それでは、件名に従って一般質問を行います。

まず、骨髄バンク推進事業についてでございます。

我が国では、毎年新たに1万人の方が白血病などの血液疾患を発症していると言われております。

これらの病気を根本的に治療するには、患者さんの骨髄を健康な人から提供された骨髄に置きか

える、骨髄移植が有効です。

骨髄バンクとは、非血縁者間の骨髄移植・末梢血幹細胞移植の仲介を行う公共事業であり、骨髄バンクを通じて移植が必要な患者さんは、年間2,000人以上と言われており、ドナーが現れるのを待っておられます。

しかし、骨髄移植には、提供者であるドナーと移植希望者とのHLA型（白血球の型）が適合しなければなりません。HLA型は兄弟姉妹間では4分の1の確率で一致しますが、親子間ではまれにしか一致せず、非血縁者(他人同士)では数百から数万分の1の確率でしか一致しません。したがって、多くの患者に適合するドナーを見つけるためには、一人でも多くの人にドナー登録をしてもらうことが重要になってまいります。

骨髄ドナー登録は、18歳から54歳までとなっており、55歳になれば、登録された方が取り消しになります。年齢超過によりドナー取り消し者が急増している中で、若年層のドナー登録者をいかに確保するかが重要な課題となっております。

そこで要旨1点目でございます。骨髄バンク事業における本町のこれまでの取り組みについて、お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

骨髄バンク事業における芦屋町の取り組みについてということでございますが、毎年、役場で一般献血を年に3回行っています。このときに、骨髄バンク事業の情報提供とドナー登録の呼びかけを行っています。また、厚生労働省や日本骨髄バンクが作成していますパンフレットを窓口を設置し、役場に来られた方に御案内している状況でございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、献血を年3回というお話がございました。それと、まあパンフレット等の配布ということで。それで、骨髄バンクの登録者をふやす手法といたしましては、先ほど言われました献血併行型骨髄バンクドナー登録会というのがあります。これは、献血バスによる移動献血の際にドナーの登録をお願いするもので、献血者の方に約2ミリの血液提供をお願いしてするものです。約15分程度で終わりますけども。

現在、年3回の献血者がおられますけども、大体年間、何人くらいおられるでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

年に3回の合計ですが、平成27年度は161名、平成28年度は147名、平成29年度は128名の方に献血をしていただいています。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

人口的にはこのような割合かなという気がしておりますけど。

それでは、2点目ですけども。芦屋町におけるドナー登録者の数がもしわかれば、お願いいたします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

ドナー登録者の数は平成26年度が139名、平成27年度が141名。平成28年度が142名となっています。これは、年度末になりますので、平成28年度というのが平成29年の3月末現在ということになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

ドナー登録をできるのが、大体18歳から54歳までということになっております。その中で、芦屋町の人口をちょっと調べてみますと、18歳から54歳までの人口は5,800人程度おられます。それで142名といいますと約2.3%程度ですか。まあ大変少ないなという気がしております。そこで、献血を行うときに一番ドナー登録をお願いするのが一番いい手法なんですけども。献血というのは基本的には、平日に行われているのではないかなと思っております。もしそうであれば、当然勤務しているサラリーマン等は献血に訪れることができない。まあ自分、個人から日赤に行けばですね、できるかもわかりませんが。自治体がやっているような献血についてはなかなか難しいのではないかなと思っておりますけど。その献血そのものを平日じゃなくて、まあ祭日等、または休日に行くことは可能なんではないでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

移動の献血車は基本的に月曜日から金曜日に行うとお聞きしています。ただし、土、日、祝日でも要請があれば、日程調整をすれば、可能だという返事はいただいています。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

国はですね、ドナー登録を推進するために、毎年10月1日から10月31日までを骨髄バンク推進月間と定めて、厚生労働省が中心となって、骨髄移植に対する国民の理解を深め、骨髄バンクドナー登録を推進する啓発活動を行っておりますが、芦屋町はこの推進月間を活用して何か期間中にこのような啓発か何かを行っているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

今、議員がおっしゃいましたように、毎年10月を骨髄バンク推進月間として、広く国民に対して骨髄移植等に関する正しい知識を普及・啓発するとともに、一人でも多くの国民が骨髄等、提供希望者として登録するよう呼びかけを行うと、国などが主催し、啓発活動を行っています。その際、町にはポスター等が送られてきますので、普及・啓発の協力を求められていますので、役場などにポスターを掲示したり、先ほど言いましたリーフレットを設置するなど、啓発の協力を行っているところです。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

国ではですね、骨髄移植の重要性を鑑みて平成24年の9月にですね、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律、造血幹細胞移植推進法というものを規定してまして、その10条の中にはですね、国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動を通じて、移植に関する造血幹細胞の適切な提供の推進に関する国民の理解を深めるために必要な施策を講じるということが規定されております。当然、芦屋町もこの10条に基づいてやっぱり推進すべきことだと思っております。

それで、私も今回この骨髄バンクの関係の質問もしますけども、なかなか皆さん方、この会場におられる皆さん方も十分な理解をされてないんじゃないかと。名前は聞いたことあるけども、

どんなものだろうかという、多分思いがされてると思います。当然、これは町民の方々も同じだと思っています。そこで、今、担当課長のほうからは献血のほかにはパンフレット等の配布を窓口に置いているということでございますけども、できれば、町の広報紙に掲載するなり、または、町のホームページに掲載するというような手法をこの推進月間を活用した中でですね、その辺についてはどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

今、議員がおっしゃいますように、55歳の誕生日で自動的に登録が取り消しになっていきまして、若い人を中心に登録に協力していただかないと、登録者は減る一方となりますので、広報等について、今後は掲載して呼びかけていきたいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

ちょっと別なことなんですけど、毎年1月に成人式が行われていますよね。その成人式にちょうど二十、二十の方を対象にするんですけど。その折には、この骨髄バンクのパンフレット等は同封かなんかされているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

申しわけありません。成人式の機会には骨髄バンク事業の紹介や登録などのパンフレットは同封していませんので、今後等は、担当課と調整して行いたいと考えています。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、10条に規定されていますように、やはり市町村の責務というのがございますので、啓発活動をよろしく願いいたします。

それでは、次に要旨2点目の骨髄ドナーへの助成制度についてお尋ねいたします。

平成29年12月末のドナー登録者数は48万2,000人で、骨髄移植が必要な患者さんは年間2,000人おられます。患者さんの95%に候補者が見つかったものの、実際に骨髄移植を受ける患者さんは55%にとどまっております。骨髄移植を希望する患者さんのほとんどに

適合者がいるものの、親族の同意が得られない、ドナーの健康診断でNGが出る、休暇が取りづらい、仕事で休めないなどの理由で、ドナー候補者の4割の方が最終的に骨髄の提供をキャンセルされている現実があります。ドナーになりますと3日から5日の入院と検査や手続のために何日間かの通院が必要になります。これに対して骨髄バンクでは、交通費は実費支給されます。そして、入院する場合の支度金として5,000円が支給されます。これのみでございまして、休んだ場合の休業補償等が補償されていません。このような中で、提供者の経済的な不安を少しでも軽減させる仕組みが、自治体の骨髄ドナー助成制度でございます。この助成制度が平成28年4月には157の自治体が行っていました。平成29年4月にはこの数が277の自治体、平成30年4月には16都府県、そして366の市町村がドナーへの助成を行っており、助成制度を創設する動きが急激に広まっております。

福岡県内を見ますと7市町実施しております、柳川市、みやま市、大木町、新宮町が28年の4月から、うきは市、古賀市が29年の4月から、そして近隣の北九州市が29年の10月から助成制度を創設しております。

骨髄バンクを介して、骨髄移植を待ち望んでいる患者さんの救済のために、本町でもドナーが経済的な不安もなく、骨髄を提供できる環境整備をするために、骨髄ドナー助成制度の創設を提案いたしますが、町の考えをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

骨髄や末梢血幹細胞移植は、白血病などの難治性血液疾患に対する有効な治療法であり、毎年、多くの患者さんが移植を希望しています。しかし、日本骨髄バンクを介して実際に移植を受けられる患者さんは、先ほど議員もおっしゃいましたけど、約5割から6割にとどまっていると聞いています。その背景として、提供者の健康上の理由などに加え、骨髄や末梢血幹細胞を採取する際は、数日間の通院や入院が必要なため、時間的に拘束される負担があると指摘されています。自営業の方やドナー休暇などが整備されていない企業に勤めている方の休業による経済的負担は大きいものと考えます。

このため、平成30年4月末現在、私が骨髄バンク事業団に電話で確認したところ、全国で15の都道府県を含む約370の自治体が助成制度を行っているという回答いただきました。福岡県の状況は、県は行っていないものの県内の7つの自治体が創設しています。創設の目的は、提供者の休業による経済的負担を軽減し、骨髄や末梢血幹細胞移植の推進とドナー登録の推進を図るためとされています。

担当課としましては、先進地の事例などを調査し、郡内の状況も考慮しながら検討していき

いと考えています。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

今、検討していくということですが、まず、骨髄移植に至るまでのちょっとスケジュールを申し上げますと、ドナー登録をいたしますと、まあ適合者がおれば、一応、適応したという報告がございます。それを受けて確認検査というのがございます。それから、本人の最終同意、そして最終同意が終われば、今度そこで、意志が確定したということになります。それから健康診断、今度は自分が骨髄を採血するときに輸血とかが必要になる場合の自己採血、それから入院、骨髄採血、退院ということで、約7日間ぐらいがマックスでかかっているのではないかなと思っています。

それで、ちなみに、郡内の状況を見ますと誰もしておりませんし、福岡県の助成内容を見ますと、大体1日に2万円、まあ最高7日で14万という金額が大体、条例上定められている金額でございます。予算的には、そんな多くの金額ではないようにしております。それで、芦屋町では連携中枢都市圏北九州都市圏域の形成に係る北九州との連携協約においても高度な医療サービスの提供というものを締結して取り組んでおります。当然、骨髄移植をされる方のほとんどは北九州市内でされるのではないかと考えております。そうすれば、北九州市も10月から実施しておりますし、近隣の遠賀郡内、これも同様に足並みを合わせた中で、ぜひ、助成を創設すべきと考えております。

私が今回、この骨髄ドナーの一般質問をいたしましたのは、先日、骨髄移植をされた方とお話しする機会がございました。この方は平成13年に骨髄移植をされ、今現在、毎日ジョギングをされるなど元気に過ごされており、この骨髄移植をされた経験をもとに、現在は日本骨髄バンクの地区普及推進委員としても活躍されておられます。お話をお聞きしますと、骨髄移植に至るまでは、提供者がおられてもお断りされるなど、大変御苦労があったというお話を伺っております。まあそういうような中で、ぜひとも私はこの骨髄バンクにおける助成制度なりを充実してほしいということで一般質問をさせていただきました。一人でも多くの患者さんの生命を守ってあげることからも、ぜひ、助成制度の創設をお願いしたいと思いますが、最後に骨髄ドナーの助成制度について町長の見解をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

あの、内海議員のお話、ごもっともで、非常にあの、命の問題であるわけでありまして。私自

身も認識不足でございまして、最近よくあの、テレビで骨髄ドナー登録をとということで、よく見かけるわけでございますが。この移植につきましては、多くの患者さんの命を救える有効な治療法であり、重要なものであると認識しておるわけであります。

課長が答弁いたしましたように、十分、調査・検討を行って、できれば、遠賀郡4町ではまだ取り組みがあっていないということでございますので。できれば先駆けて牽引車となってですね、内海議員が言われたように北九州都市圏の、遠賀郡内は圏域の地域でございますので、実現にとり向けて真っ先に取り組めるよう検証してまいりたいと思っております。しかし、その一方で、国は、先ほど言われましたように10月に推進月間を設けたりとかですね。言うことは言うけど金は出さないというようなですね、ちょっと矛盾しているのではないかと考えておるわけでございますので。まあこのことは自治体の枠組みを超えた事業であるというふうに捉えて一人でも多くの方の命を救うためには、県や市町村個別に実施するよりも、全国統一的にですね、実施するように、機会を捉えて国に対して要望活動を行うのが筋ではないかと思えますし。町村会という一つの組織もございまして。その場において、まあ町村会のメンバーもかなりの人数がですね、助成を行っておるということでございまして、そういう機会を設けて提言もあわせてしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

2016年の12月に県議会でも一般質問が出ております。その時に、小川県知事の答弁は、ドナーへの助成制度も必要だけでも、まず、骨髄登録を優先させるのが必要だろうという答弁で、ちょっと消極的な御回答がございました。そのような中ですが、やはり自治体、町民を抱える町、我が町が率先してですね、このような助成制度に取り組むことについては大変有効ではないかと思っております。現在、芦屋町長、郡の町長会の会長でもありますし、一人でも多くの患者さんを救うために、行政ができる限りの施策を講じ、骨髄バンクの登録や普及啓発、助成などのことについて積極的に取り組んでいただけることをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、内海議員の一般質問は終わりました。

.....

○議長 小田 武人君

次に、6番、貝掛議員の一般質問を許します。貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

6番、貝掛でございます。一問一答方式で一般質問を始めさせていただきます。

私もあの、町民の方からよく言われることが、芦屋町競艇場はもうかっているようだけでも、芦屋町、本当に借金が多いようですけども、大丈夫ですか。あるいはまた、後世にツケを残すのではないか。そういった不安の声をよく私のほうにですね、耳に入ってくるわけでございますけども、そういったことを踏まえて、芦屋町の財政について実際どうなのか、そういったことをですね、質問してまいりたいと思います。

要旨1、町の財政運営について現状と課題をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

財政運営の基本は、毎年度の収支のバランスを保つことと、将来に向かって安定的な財政基盤を確立することでございます。

具体的には、収入面では交付税措置のない、単なる借金とも言える起債には依存することなく、町税などの自主財源をふやす努力をする一方で、支出面では常に費用対効果を念頭に最小の経費で最大の効果を上げるべく事務事業の見直しを継続的に実施し、投資的事業においては、厳しい精査とともに優先順位を考えながら選択と集中が必要になるかと思っております。

芦屋町の財政事情の現状は、地方創生の推進に伴う定住促進事業や公共施設の老朽化に伴う大規模改修や耐震工事、給食センター建設事業や小中学校空調設備改修事業など大型事業が続いているため、一般会計の決算規模も70億円台で推移している状況です。

財源的には、自主財源である町税が12億円台で推移する中、好調な競艇事業からの収入が4億円から6億円あり、さらに依存財源ではありますが、投資事業においては、防衛省等の補助金、交付税措置のある過疎債等の最大限活用により、税金等の一般財源の支出を最小限に抑えて、事業が推進できるよう財政運営を行っています。

今後の課題につきましては、延長されている過疎指定が、平成32年度までの時限立法のため、今後の過疎法の取り扱いがどうなるのかということ。それに対応する形で、競艇事業からの収入が見込める期間に、財源確保のための新たな基金等の検討が必要になるかと考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

まず、ポイントは2つですね。いわゆるPBとでも言うんでしょうか。プライベートブランド

じゃないですよ。そこ、笑うとこなんですけどね。プライマリーバランスとでも言うんでしょうか。財政収支のバランスと財政の安定基盤の確立と。これに向けて、鋭意、執行部のほうは努力されていることと思いますが、今、課長の答弁の中で交付税措置のない、単なる起債という言葉がありましたけども、これは一般のまあ住民の方からすれば、これは何のこっちゃという思いではないかと思しますので、交付税措置のない単なる起債、まあこれはまた3番目において詳しく説明していただけるかと思しますが、あえてさわりの部分で、交付税措置のない単なる起債とは。これはどういうことか。ちょっと説明をお願いいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

基本、今、国の起債事業というのは、何らかの助成措置をつけてやる事業がほとんどでございます。

今、一番、芦屋町で借りている過疎債等全て交付税措置があるので、こういう起債事業で事業を推進してくださいという話なんです。まあ、今まで芦屋町では団塊の世代の大量退職というのが平成19年度から22年度までの4年間で約11億円。こういう退職手当債というのを借りました。これについては、交付税措置はありません。償還の最終年度は平成32年度の予定でしたが、平成27年度に残高5億3,600万円を一括繰上償還しましたので、現在交付税措置のない起債、いわゆる借金と言われる、借金と皆さんが理解するものですが、それについては一切ないという状況でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

いわゆる補助のない借金という意味でよろしいでしょうか。まあこれはまた本当に後から説明というか、していただくと思しますが、そういった補助のない単なる借金ですね。それはもう今、芦屋町にはないという答弁でございました。

では次の2番目。平成29年度における起債、いわゆる借金及び基金、貯金の見込み額をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

29年度末における一般会計の起債額は約78億円です。基金については約39億円となっております。ここ10年間の推移としては、起債は過疎債による大型事業が続いたため、約10億円

の伸びとなっています。

基金については、国による地域活性化策、それから退職手当債の繰上償還のための減債基金の積立などにより、一時期48億円台を超える時期もありましたが、現状は40億円前後を推移するような状況になっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

では今の答弁の中で起債、いわゆる借金は78億円で貯金は39億円ということでありましたけども。この78億円の、まあ借金の種類といたしますか、起債の内訳を御説明お願いいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

額的に多い順ですけど、もちろん過疎債が一番多くて、30億円。約30億円あるわけですが。次が、地方公共団体の財源不足に対応するための臨時財政対策債、これが約28億円です。公営住宅建設事業債が約8億1,000万、庁舎耐震化や自然災害防止のための一般単独事業債というものが約4億6,000万、緊急防災・減債事業債が約1億6,000万となっています。

交付税措置については、それぞれ臨時財政対策債が100%、一般単独事業債がおおむね30%、緊急防災・減債事業債が70%となっております。なお、公営住宅建設事業債については、その償還金は、毎年度の家賃収入の中から支払われています。

このようなことから毎年、広報あしやの11月1日号で紹介している決算特集では、起債の残高を表や図で紹介する中で、税金等の一般財源で実際負担する額は、全体の2割前後にしかならないことも説明しております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

今、課長の答弁では、過疎債が30億円、臨時財政対策債が28億円、町営住宅に関するものが8.1億円、で一般の何ですかね。一般の単独事業債というのが約4億円で、緊急防災・減債事業債というのが1.6億円、でこういった借金、いわゆる起債を78億円しておるんですけども、実際、国からの交付税措置、補助があるから、芦屋町の単独の持ち出しは2割前後ですので、約16億円が芦屋町の実質の起債、いわゆる借金と考えてよろしいですか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

ここ数年の決算ベースでいきますと約2割前後となっておりますので、十五、六億円ということの御理解で構いません。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

まあ今、芦屋町の財政の状況を見ますと、貯金が39億円で、実際の借金が16億円ということでもありますけども。一般の民間企業において、現金預金対借入金比率という言葉がありまして、1億の借入金があれば、一体どれだけ現金を保有していればいいのかというものがありますが、おおむね1億借入金をすれば、3,000万円は現金で保有しときなさいよ。50%の5,000万円以上あれば、安心して経営に専念できますよというのが、これは一般的な民間の企業の考え方であります。

この民間と芦屋町をですね、一緒に考えるのはどうかと思いますけども。今、芦屋町は借入金が16億円に対して、貯金が39億円あるということでありまして、実に借入金の2.4倍の貯金があるという認識であると思いますけども、これは民間であればですね、大変優良企業であると思っておりますということで、今のところ財政についてそんなに心配することはないということによろしいでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

現状、過疎債がある限り、それから競艇場の今、経営状況が担保できている状況では、財政運営については、うまくいっているというふうに理解していただいて構いません。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

も一つまた、住民の方から借金ばかりして、後世にツケを残すのではないかと、大丈夫なのかというですね、御指摘もいただいております。それに関して、今この借入金のですね、償還、返済の状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

先ほど説明しました一般会計の起債、これ78億あると言いましたが、お話ししたように過疎債が30億ということで、大変大きい金額なんです、それ以外についても、おおむね10年程度で返すものが多いんです。結論的には過疎債、29年度末で借り入れた78億円に対して、まあ過疎債12年後ということでいくと、今ある78億円は過疎債の12年後の終わる41年度には、残金は約5億円ぐらいに減るところです。で、それからさらに、15年後ぐらいには、1億円台に落ちるぐらいの減り方をするというので、十二、三年から5年の間には、今借りている起債については、ほとんど返し終えるということで御理解していただいて構いません。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

よろしいですか。今、実質といいますか、見た目の借金といいますか、78億円借りている。この78億円は12年から13年後には1億円に減るという認識でよろしいんですかね。お願いします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

過疎債の終わる12年後、今借りている過疎債ですね。29年度末に借りている過疎債。それと以前分の過疎債を含めてですけど。それが終わる平成41年度で終わるわけですが。それが、そのときの現在高は約5億円。はい。で、1億円を切る年度でいきますと、平成46年。17年後に8,100万円になります。で、1億円台になるっていうのが、平成44年度の15年後には、この78億円が1億8,000万くらいになるという状況です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

まあ15年後以降は今の78億円が1億円になるということで。まあ後世にはツケは残さないという認識に私はなりました。

今るですね、この1、2において、行政に対するこの起債、借金のことについて、るる触れてきましたけども、もう一度あえて、3番目に地方自治における起債、いわゆる借金の仕組みについてもう一度お尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

行政用語、財政用語がちよっと出て、少々堅苦しい表現になるかと思えますけど。

まず、将来世代の負担となる地方債の借入、これは原則、将来にわたって受益の及ぶ施設の建設等、資産の形成に充てることができるものであり、その償還年限も、その建設した公共施設等の耐用年数を超えないこととされています。したがって、地方財政においては、受益と負担のバランスや地方公共団体の財政規律が一定程度確保されるよう、既に制度設計がされています。

具体的には、将来にわたって必要となる学校や道路、下水道といった公共財産を整備する資金調達的手段として、地方公共団体が金銭を借り入れるものですが、資産形成という観点から世代間の公平負担、財政運営上の負担の平準化、この2つの考え方を念頭に借り入れております。借り入れの際の基準的なものとしては、少しでも有利な起債を借り入れることにしております。つまり有利な起債とは、地方交付税措置のあるもので、先ほどから言います交付税措置のない単なる借金ではないということで、後年度の支払い義務が生じる元利償還金の一部を地方交付税で手当てするというものです。

例えば、一番有利な過疎債ですが、毎年の元利償還金のうち70%を地方交付税に、芦屋町の必要経費として実額ベースで算入されます。言い換えれば返済額の70%を国が面倒を見てくれるというもので、7割の補助金と同じことなのです。つまり3割負担で、事業が整備できたことになります。

ただ、先ほどお話ししましたように、過疎債を借り入れることができる根拠法令の過疎地域自立促進特別措置法については、延長期間が平成32年度に終了しますので、新たな法制定に向けての動向、これを注意深く見守る必要があるかと思えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

実に課長の答弁は、非常に難しいなと思いました。いわゆる、これ、一般家庭に置きかえますと、仮にリフォームを、1,000万円でリフォームをするに当たって、現金で払えば1,000万丸々払わなくちゃいけないですよ。1,000万のリフォームをするときに1,000万を銀行から借りてリフォームをすれば、300万円の手出しでいいですよ。700万円は国から補助が出ますよと。まあそういうことでよろしいんですかね。

で、毎年1,000万の10年間ローンで100万ずつ払うとしたら、毎年100万円を払うところを70万円は国が補助して、30万円しか手出ししなくていいですよというのが、この今、この過疎債の仕組みと思えますけども。これどっちが得でしょうかね。どうですか。どっちが財

政的に有利かなと思うんですけども。副町長、どっちが得と思いますか。今の話で。

○議長 小田 武人君

副町長。

○副町長 中西 新吾君

もう、これは当然のことながら、過疎債というものを借りて事業を行うほうが当然であるという事は、私以外にも、もうここにおられる皆さん、そう思っておられるのではないかというふう
に思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

もう1回言いますね。例え話を。リフォームするに当たって、1,000万のリフォームをするに当たって、現金で1,000万払ったら1,000万丸々使わなくちゃいけないけども、銀行から借りて1,000万円のリフォームをすれば、700万円国から補助があって、300万円の手出しでいいですよ。700万円は自分の懐に残りますよというのが、これが過疎債の仕組みであるわけでございます。私も行政に携わる前はですね、本当に、芦屋町は本当に借金ばかりで大丈夫かというようなですね、思っておりましたけども。まあ少なくとも、行政に携わっている方ですね、この78億円の起債、そこだけの数字を見てですね、「借金あって大丈夫か。」声高に言うのはですね、非常にまあちょっと勉強不足じゃないかなと思いますし、まあこういった今、借金の仕組みをですね、わかった上であえて「78億円も借金があって大丈夫なんか。」って言うのであれば、これは行政に対するアンチパフォーマンスじゃないかなと思うわけでございます。まあ、これは一般論でございますけども。

まあいろんな形で国会でも野党、追及したり、批判したりするのはすばらしいことであるし、まあはたから見てもかっこいいと私も思います。まあしかしながら、それが行き過ぎるとですね、反対のための反対になって本質を見失い兼ねません。私はそのことに気をつけて、まあ質問をしてまいりたいと思いますし。また、もう一つですね、私もですね、以前すごくトラウマになるほど罵声を浴びせられたことがあります。まあそういったこともありましてか、発言する際に当たっては、相手の気持ちをですね、少し思いはかってしていかなくちゃならないなという気持ちでもあります。

まあ今回、一般質問においてですね、まあ意見交換とかという意見がありましたけども。一般質問に意見交換なんかありませんよね。我々が質問して、ただ執行部は答えるだけ。執行部の意見なんか言えません。反問権があってもただ質問を確認するだけ。そういった中で意見交換、意

見交換ておかしいんじゃないかなと私は思いますし。まあそういった状況であるならば、一般質問においては議員が圧倒的有利な立場であります。まあその有利な立場をですね、おごらず、しっかり謙虚に相手の気持ちを推しはかってですね、質問していくことを心がけて、再度また質問のほうに移りたいと思います。

続いて、4番目でございますけども、基金についてでございます。まあちょっと触れますけども、今年度、総合体育館が大規模改修工事に入ります。その予算額は約7.4億円。財源の内訳は防衛補助が1.7億円、緊急防災・減災事業債が3.2億円、過疎債2.5億円で、実際、緊急防災・減災事業債と過疎債、これはさっきの行政の仕組み、起債の仕組みでありましたように、どちらとも70%の補助が国からおりてくるということは、実質、町の持ち出しが1.7億円で、今現在、芦屋町の総合体育館の改修が1.7億円の芦屋町の持ち出しで7.4億円の事業が今できているという状況でありますけども。

総合体育館建設準備基金というのがあります。まあこれはいわゆる総合体育館を建てかえるためにだけしか使えない。そういったまあ基金、いわゆる貯金が約7.1か2億ぐらい今あるわけでございますけども。今回、総合体育館を大規模の改修した後は、おそらく15年から20年間は総合体育館を大きな改修工事あるいは建てかえという話は出てこないのではないかと思うわけでありまして。まあそうするとこの総合体育館にしか使えない貯金、7億円は15年から20年間、いわゆる塩漬けといいますか、有効な資産の活用ができないと私は考えるわけで、果たしてこのような状態でよいのかということを考えます。ある程度、このまあ基金7億円、まあ、るる、いろんな基金があると思いますけども、ある程度この基金のですね、使途に関して柔軟性を持たせるべきではないかという観点から今回、今後、基金の整理統合が必要と考えますけども、執行部の見解をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

現在、基金については財政調整基金や減債基金のほか、12の特定目的基金を持っております。金額的には29年度末で多い順に財政調整基金が約1.1億円、競艇収益まちづくり基金が約1.0億円、総合体育施設建設準備基金が約7億円となっております。課題として検討しているのが、議員さん先ほど言いましたように、総合体育施設建設準備基金についてでございます。昨年度、芦屋中央病院の新築移転、それから今年度、多目的グラウンドの整備、これらが完了すれば、総合運動公園内用地内に新たに建設する施設というのは、今現在、具体的にはございません。

そこで、公共施設等総合管理計画において、競艇場施設を除くと、将来の更新費用というのは、今後30年間で約500億円かかると推計されていることから、今後の個別計画の策定、その対

応としての大規模改修や建てかえ事業などの財源を確保する目的で、公共施設等全体の改修・建てかえ等に対応できる基金の創設、これが必要な時期に来ているかと考えております。スケジュールとしては、9月の財政シミュレーションで考え方を示し、31年度の予算編成等で反映できないか検討したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

まあ基金もですね、柔軟な制度をつくっていただき、有効活用してまちづくりに挑んでいただきたいと思います。

最後に町長にお尋ねしてもよろしいでしょうか。ではなくてお尋ねいたします。

財政のポイントとしては、財政収支のバランスと財政の安定基盤の確立とこの2本柱でありますけども、いわゆる過疎債ですね。例えば1.5億の町の持ち出しで5億円の事業ができるというのが、これが過疎債であります。課長の答弁にもありましたけど、この過疎債があるからこそ今、芦屋町の現在において財政の安定基盤を確立されていると考えています。しかしながら、過疎地域自立促進特別措置法も時限立法であり、33年の3月ですか、32年度の末には過疎債の活用ができなくなると、そういった状況であります。こういったことを踏まえて、芦屋町町長としてどのような対応をしていくのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

今、最後に言われました芦屋町町長としてというのはもちろんそうなんです、まあ県単位で言いますとですね、県でこの指定されておるところが21市町村あるわけでございまして、まあ、60市町村のうち21。まあ、約3分の1が福岡県は過疎指定されておるわけでございます。それで、福岡県過疎地域振興協議会というものが、組織があるわけでございます。会長には県知事の小川知事がこの協議会の会長をされておられます。ということは、全国この過疎指定あるわけでございますが、全国の都道府県の会長はおのずと県知事が会長になられておると推察されるわけでございます。

実は、先週の金曜日にですね、この協議会から連絡がありまして。年に1度、陳情活動を行います。今年は8月10日に陳情活動を行いますという御連絡がありました。まあ実は私が県の町村会の副会長を仰せつかっております。それであの、充て職というか、過疎地域の中で正副会長の中で、この過疎地域で大任町、会長の大任町の町長のところもそうなんです。それでこの協

議会の会長が県知事で、副会長が大任町の町長と私ということになっておりまして。県知事と副会長2名と県の職員とで、この陳情を行うということがあっております。そういうことでありますので、これはもう芦屋だけの問題ではなく、いつもこのことをお話してるんですが、やはり東北大震災以降、あれだけの、熊本地震もそう、いろんな豪雨災害のところもそう。ほとんどが大体過疎地域に指定された市町村であるわけでございます。まあそういうことも含めて、この時限立法になっておりますが、その延長とさらなる中身の濃い過疎地域指定の、いわゆる要綱についてですね、いろんなことを総務省に行って協議してまいりたいと思います。まずは、延長問題であると思います。それから中身ということになろうかと思っております。そういうことで、やはり総務省と掛け合わなければなりませんので、やはりこの辺は大きな政治力が必要になってくるのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

この過疎債を延長していただいて、そしてその過疎の指定に芦屋町が乗っかる。まあこのことは、今、芦屋町の港湾事業が進めて、レジャー港化が進めていかれておりますけども。まあ財政においてこの過疎債の延長、そして芦屋町が指定を受けるということがこの財政においては、私は1丁目1番地と。どんな補助金を国に行ってちょこちょこ取ってくるより、ここの1番、この過疎債の指定を芦屋町がしっかり取るということが私にとって、私としてはこの芦屋町財政にとっての1丁目1番と考えております。

まあ私たち議会としましてもですね、しっかりとこの過疎延長、そして芦屋町過疎指定になるようにしっかり働きかけていきたいと考えております。まあ、今回この財政、1. 財政についてですね、まああの、町民の方の不安、るるありましたけども、いわゆるまとめますと芦屋町の実際の借金は16億円で貯金が39億円。そして、返済期間は15年後にはもう1億以下になると。まあそういったことを聞いて、ひとまず安心はいたしました。しかしながら、過疎債がないということもありますので、引き続き緊張感を持って財政運営をしていただきたいと思います。

それでは続いて、競艇事業について質問をいたします。平成28年第4回定例会の一般質問において、競艇事業繰出金について繰出基準の設定をするべきではないかと指摘したが、その後どのような検証がなされたのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

前回の議会答弁では、10年間の財政シミュレーションを進める中で、競艇事業からの繰り入れは毎年一定額であったほうが安定的な財政運営を行うことができることから、現時点では、一定額を繰り入れるという考え方、それと大規模な投資的事業などで、一時的に多額の一般財源が必要となった場合は、その都度競艇事業局と調整するという考え方をお示しました。昨年度の財政シミュレーションにおいても、4億円を一定額の基本とし、地方創生総合戦略への対応、学校ICTなどの推進のため、競艇事業局と協議した結果、平成32年度までは2億円増の6億円ということで金額的にお示したところでございます。

繰出基準の検証についてですが、他競走場では以前、収益を5：5で配分する形をとっている団体もありましたが、現在九州管内では、その都度、競艇場と財政当局の協議により決定しているとのこと。具体的な繰出基準はないとのことであります。今後とも、競艇事業の収益状況を踏まえながら競艇事業局との協議の上、財政シミュレーションの中で金額的な内容をお示したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

今の課長の答弁からすると、明確な繰出基準の設定は難しいということでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

確かに、現状10年間の財政シミュレーションというのはありますけど、経済動向、それから国際情勢の不安要素から作成する際の不透明感は拭えません。ましてや、競艇事業の収益構造が今後10年間担保できるのかといえ、その想定は大変難しい状況にあるかと思えます。他の地方公共団体では、中期財政計画として5年間という期間が多いようで、短い期間としては、3年間の実施計画に合わせた財政計画もありました。10年間の総合振興計画も前期と後期の各基本計画期間は5年間としております。今後、期間については検討したいと考えておりますし、内容についても先ほどから言いますように、繰出基準というよりも、金額的な部分も含めて、考え方のルールづくりというのを毎年、競艇事業局と十分協議しながら中身を充実させる方向で検討したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

るるルールづくりをして、しっかりとした財政計画ということでありますけども。私がですね、どうして前回、指摘したかと言いますと、毎年9月に財政シミュレーションが提出されます。喫緊の2年先ですね、競艇の繰出金、4億円でした。次の年、2億円上がって6億円になっています。こういうことで財政の計画が立てれますでしょうかということですね、指摘したわけがあります。まあ、今後はですね、各課と協議して、しっかりとした事業内容等を精査して、どれだけお金がかかるのか、そういったことを踏まえた上で、競艇事業局としっかりと協議をして、いくら1年後先、2年後先、3年後先必要なのか。そういったものをですね、示していただきたい。明確に。で、10年間のシミュレーションというのもですね、なかなか難しいのではないかと。まあ最低でも5年間ですね、きっちりと明確な繰出金が指し示るせよというですね、ものを財政シミュレーションにおいて提出していただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

先ほどお話しましたように、10年というのは本当に大変、つくる側としては難しい状況でございます。できれば、そういう5年間だとか、団体においては3年間というものもありますので、5年間ということであれば、現在、芦屋町がやっている実施計画が3年、プラス一、二年ということで事業をある程度、方向性を出して確定をすれば、5年間はある程度、きっちりした財政計画が組めるというふうに理解していただいて構いません。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

まあ今回、財政シミュレーションにおいて、しっかりとですね、指し示していただくことをお願い申し上げます。

それでは、2番目の現在30キロ圏内のファン獲得に競艇事業局は力を入れているようですが、来場促進事業、いわゆる宣伝、まあバス運行等の費用、それに対する効果を検証しているのかお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

企画課長。

○企画課長 浮田 光二君

来場促進事業の宣伝部分につきましては、企画課のほうよりお答えさせていただきます。

30キロ圏内のファン獲得につきましては、ボートレース業界の主要施策として、ボートレー

ス振興会とも連携し、各施行者が新規ファン獲得のため来場促進事業に力を入れ、取り組んでおります。

ポートレース芦屋においても、重点施策として捉え、30キロ圏内、新規ファン獲得を常に意識し、来場促進事業の推進に当たっているところでございます。平成29年度就来場促進事業について実績を申し上げますと、その主な費用としましては、来場促進を図るためのイベント費として、プレミアムGIを除き約5,500万円、ラジオスポットなどの宣伝広告費、先着サービスや抽選会商品購入などファンサービス費として約700万円、ほかでは、レースの開催告知がメインとなりますが、新聞広告費として約1,700万円などがございます。

また、主なイベントの来場者数につきましては、本場PRやイメージアップも兼ね行っておりますダンスコンテストは、本場以外での集客数も含め1,350名、さわらサミット1万1,000名、ちびっ子カーニバル4,600名と多くの方に来場していただきました。御質問である費用対効果の検証についてですが、イベントの企画に当たっては、集客のターゲットを設定し、イベントの集客力や宣伝広告など実施にかかる費用が適当かなど、費用対効果を踏まえ検討し、実施することとしております。そして、イベント終了後には、来場者数や来場者動向などの結果により効果を検証し、改善点の洗い出しなどを行い、次のイベント展開につなげるようにしております。また、来場者につきましては、全国の来場者数がマイナス6.8%となっている中、当場の休日やイベント開催時の来場者数につきましては、大きく減少していないことから、一定程度の効果はあったものと考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

ファンの送迎用バスの運行につきましては、事業課が担当しておりますので、事業課よりお答えさせていただきます。

現在、本場のモーニング開催時には、JR直方駅前から八幡西区の南部、中間市内を經由するバスを2便、JR古賀駅前から福間駅前、赤間駅前などを經由するバスを2便、JR戸畑駅前から若松駅前、二島、高須などを經由するバスを3便運行しております。そのほかSG競走などの特別競走開催時には、臨時便を運行しています。

ファン送迎用バスの運行経費は、年間で約5,300万円、バス利用者は年間で約3万人です。利用者数は年々減少し、費用対効果の点では売上増に対する効果は薄くなっているという状況ではございますが、年間の本場来場者数の約12%の方に御利用いただいている状況です。交通の悪い立地にある競走場へ1人でも多くの方々に来場していただき、場内のにぎわいづくりの

創出につなげていくためには、車で来場できないお客様に対するサービスは、必要であると考えています。

以上です。

○議員 6番 貝掛 俊之君

まあ、一定の効果があるということ、そしてまた、もうけではなくて場内のにぎわいづくり、本当にファンのサービスという視点からの施策であるということが理解できました。まあ今後ともですね、本場のですね、集客に力を入れて頑張っていただきたいと思います。

続いて、最後3番目でございます。施設の長寿命化計画において、西プラザを開放して、キッズパークですね。子供たちが遊べる遊具を置いて、そういったスペースを設置するようでありますけども、それに加えて、子供たちからですね、大人まで、体力を増進するスポーツ施設であるボルダリング施設を設置してはどうかということであります。ボルダリングといいますと、これ、ちょっと調べますと、ロッククライミングがあって、フリークライミングがあって、その下にボルダリングっていう位置づけでありますけども。これは何じゃこりゃということでありますけども。ボルダリングとは3メートルから4メートルの岩、まあ転落しても致命傷にならないような岩を道具を使わず手と足だけで登っていくスポーツとありました。そういった岩はですね、今、近隣にはありませんので、スポーツジムやですね、まあいろんなところに、まあ擬似的に、壁にこういったですね、石を、石みたいなのをこうつけて、それを頼りにこうやって登っていく。そういった施設があるわけでございます。これは2020年のオリンピックの種目にもなっていると聞きしております。そういった意味でですね、子供さんから大人までですね、ほどほどな筋肉をつけられて、楽しめる、そういったボルダリングの施設をですね、芦屋競艇場に設置してはどうかという提案でございますけども、執行部の見解をお尋ねいたします。

○議長 小田 武人君

事業課長。

○事業課長 木本 拓也君

現在、ボートレース業界では、ボートレースの土台となる本場の活性化が課題となっており、各場で本場30キロ圏域での将来につながるファンの掘り起こしを図っています。地域に開かれたレース場、地域との共生を目指したボートレースパーク化を目指し、各競走場において、いろいろな企画を試行しているところです。

こうした業界の動きに沿うよう、本年度、夢リア・プラザ改修工事基本設計をいたします。その中で西プラザにつきましては、広大な空間を活かしたアトラクションを導入できるよう、空間整備を行うことで、使い勝手の向上を図ります。その上で、いろいろな企画を取り入れ、施設を有効に活用し、本場の来場促進や場内のにぎわいづくりにつなげていきたいと考えております。

ただ今、議員より御指摘のありましたボルダリング施設につきましても、常設をするのか、期間限定でイベント的に導入するのか、また施設の運営管理をどのように行うのかなど、費用面や運用面などを考慮して、基本設計の中で検討したいと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

貝掛議員。

○議員 6番 貝掛 俊之君

ぜひ、このボルダリング施設につきましては前向きな検討をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 小田 武人君

以上で、貝掛議員の一般質問は終わりました。

○議長 小田 武人君

以上で本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。明日も一般質問を行いますので、よろしくをお願いいたします。お疲れさまでした。

午後2時27分散会
